

平成31年度（2019年度）

公私立大学を対象とした共同利用・共同研究拠点（特色ある共同利用・共同研究拠点）の認定及び「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」の公募について

平成30年10月

文部科学省研究振興局学術機関課

## はじめに

本公募要領は、平成31年度（2019年度）の公私立大学を対象とした共同利用・共同研究拠点（特色ある共同利用・共同研究拠点）（以下、「拠点」という。）の認定及び「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」の公募について、その公募内容や申請に必要な手続きを記載したものであり、

- I 公私立大学を対象とした共同利用・共同研究拠点（特色ある共同利用・共同研究拠点）制度及び「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」の趣旨等
- II 公私立大学を対象とした共同利用・共同研究拠点（特色ある共同利用・共同研究拠点）の認定について
- III 「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」の公募について
- IV 書類の提出方法
- V 問い合わせ先

により構成されています。

また、本公募要領は、

- ・拠点の認定
- ・特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～スタートアップ支援～
- ・特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～機能強化支援～

の3点について公募を実施するものですが、それぞれ申請要件等が異なっていますので、公募の内容を十分に確認してください。

また、公募は、審査のための準備を早期に進め、できるだけ早く拠点活動を開始できるようにするため、平成31年度（2019年度）予算成立前に始めるものです。したがって、予算の状況によっては、事業内容や実施予定額に変更があり得ることをあらかじめ御承知置きください。

# 目次

## I 公私立大学を対象とした共同利用・共同研究拠点（特色ある共同利用・共同研究拠点） 制度及び「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」の概要等

- 1 制度及び事業の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 申請に当たっての留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

## II 公私立大学を対象とした共同利用・共同研究拠点（特色ある共同利用・共同研究拠点） の認定について

- 1 公募対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 拠点認定に係るスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 3 申請に係る様式等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

## III 特色ある共同研究拠点の整備の推進事業の公募について

- 1 公募するメニュー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 2 申請から交付までのスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 3 重複制限の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 4 申請に係る様式等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 5 関連する留意事項等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

## IV 書類の提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

## V 問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

### （参考1）認定研究施設及びその類型等について・・・・・・・・・・・・48

### （参考2）審査等

- ・平成31年度（2019年度）からの特色ある共同利用・共同研究拠点の  
認定に係る審議基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
- ・審議に当たっての主な観点（参考）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
- ・特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～スタートアップ支援～  
審査要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
- ・特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～機能強化支援～  
審査要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69

### （参考3）関係法令

- ・学校教育法施行規則（関連部分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
- ・共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に  
関する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76

## I 公私立大学を対象とした共同利用・共同研究拠点（特色ある共同利用・共同研究拠点）制度及び「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」の概要等

### 1 制度及び事業の趣旨

我が国の学術研究の発展には、大学が有する大型・最新の研究設備や大量の学術資料・データ等を、個々の大学の枠を越えて全国の研究者が共同で利用し共同研究を行う「共同利用・共同研究」のシステムが大きく貢献してきました。

従来、共同利用・共同研究は、国立大学の全国共同利用型の附置研究所等を中心に推進されてきましたが、学術研究の更なる発展のためには、国公私立大学を問わず大学の研究ポテンシャルを活用し、研究者が共同で研究を行う体制を整備することが重要です。

このため、文部科学省では、平成20年7月に学校教育法施行規則を改正し、国公私立大学を通じたシステムとして、新たに文部科学大臣による拠点の認定制度を設けました。

また、認定を受けた公私立大学の拠点を対象に、拠点としての研究環境の整備に係るスタートアップのための支援及び拠点機能の更なる強化について支援を行う事業を進めています。

本制度及び事業の実施により、研究ポテンシャルのある研究所等を学外の研究者の共同利用・共同研究に活用することを通じて、研究分野全体の研究水準の向上と異分野融合による新たな学問領域の創出を図り、我が国の学術研究の発展が図られることが期待されます。

### 2 申請に当たっての留意点

拠点認定の申請と「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」との間には以下の制限が課されていますので留意してください。

- ・新たに認定の申請をする施設は「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」のメニューのうち、「スタートアップ支援」に申請可能。
- ・現在、拠点認定を受けており、来年度も認定の継続を希望する拠点は、「機能強化支援」のみに申請可能。
- ・拠点認定のみ申請し、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」に申請しないことは可能。しかし、拠点認定を受けず「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」のみに申請することはできない。また、認定が認められても、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」に不採択となることがある。

#### ※「国際共同利用・共同研究拠点」の認定について

平成31年度（2019年度）は、国立大学を対象に募集した「国際共同利用・共同研究拠点」の認定について、公私立大学にも対象を広げ、別途、公募する予定です。

なお、本公募による拠点認定に申請した施設は、認定結果の可否に関わらず、「国際共同利用・共同研究拠点」に申請することを可能とする予定です。

ただし、本公募により拠点認定を受けた研究施設が「国際共同利用・共同研究拠点」として認定を受けるときは本公募による拠点認定を取り消されます。

## Ⅱ 公私立大学を対象とした共同利用・共同研究拠点（特色ある共同利用・共同研究拠点）の認定について

### 1 公募対象

- ・単独の拠点をめざす、公私立大学（学校教育法第2条第2項に規定する公立学校及び私立学校）の研究施設及び研究施設の一部（例：研究所附属の研究センター）
  - ・ネットワーク型（注1）又は連携ネットワーク型（注2）の拠点をめざす、公立大学、私立大学の研究施設及び研究施設の一部（例：研究所附属の研究センター）
- ※私立大学には、学校設置会社が設置する大学及び放送大学を含む（本資料において以下同様）。
- ※研究施設の一部については、1研究室等ではなく、大学の学則等の学内規程に位置付けられた研究組織であることが必要。
- ※認定制度の詳細については、参考1「認定研究施設及びその類型等について」を参照。

（注1）ネットワーク型の拠点とは、研究分野の特性に応じ、複数の大学の研究所や研究施設がネットワークを構成する拠点。

（注2）連携ネットワーク型の拠点とは、認定の対象となる研究施設が、認定制度の対象となっていない研究施設（大学共同利用機関や独立行政法人等の研究機関の研究所や研究施設）とネットワークを構成する拠点。

### 【留意事項】

- ・認定を受けた研究施設を置く大学の学長は、毎年度、当該年度における共同利用・共同研究の実施計画を定め、当該年度の開始前に文部科学大臣に提出することとなっています。
- ・学長は、毎年度終了後3月以内に、当該年度における共同利用・共同研究の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出することになっています。
- ・あわせて、拠点としての活動状況についての報告を求めるとことや評価を実施することがあります。
- ・上記のほか、拠点の趣旨・認定の基準等については、参考1～参考3を確認してください。
- ・拠点としての有効期間は、認定日から2025年3月末（6年間）とします。
- ・平成31年度（2019年度）概算要求に「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」を計上しており、今回認定を受けた拠点は同事業による財政支援を申請することができます。
- ・連携ネットワーク型拠点として申請を予定される場合は、P4「共同利用・共同研究拠点 申請書類」の他に、連携施設に関する書類の提出が必要となりますので、早期にご相談頂くようお願いいたします。

## 2 拠点認定に係るスケジュール

以下のとおり、「事前相談期間」及び「申請書類受付期間」を設けています。申請を検討している大学は必ずP47の「問い合わせ先」まで相談いただくようお願いします。

### (1) 事前相談期間

平成30年10月15日（月）～平成30年11月5日（月）

### (2) 申請書類受付期間

平成30年11月7日（水）～平成30年11月14日（水）【必着】

### (3) 審査期間

平成30年11月～平成31年（2019年）3月  
有識者による審議

平成31年（2019年）4月 文部科学大臣の認定

## 3 申請に係る様式等

様式等については、P4～P19を参照してください。また、書類の提出方法は、P45を参照してください。

平成31年度（2019年度）からの特色ある共同利用・共同研究拠点 申請書

大 学 名				
申 請 者	学 長 名			
	本部所在地	〒		
拠 点 の 名 称	(例：○○○○○拠点)			
申 請 施 設 の 名 称	(例：○○○研究所) ※連携する研究施設がある場合は記載するとともに、別添「連携する研究施設概要」を作成。			
研 究 分 野	※共同利用・共同研究拠点の研究分野を記入			
申 請 施 設 の 代 表 者	フリガナ		生年月日	昭和 年 月 日 ( 歳)
	氏 名			
	所 属 部 署		役 職 名	
	所 在 地	〒		
	T E L		F A X	
	E - m a i l			
1. 共同利用・共同研究拠点の全体概要				
<p>(1) 共同利用・共同研究拠点の目的・概要</p> <p>※拠点の目的          ※拠点の全体計画の概要          ※拠点の目指す役割          ※拠点形成の必要性          ※ネットワーク型拠点又は連携ネットワーク型拠点（以下「ネットワーク型拠点等」という。）の場合は、上記に加え、ネットワーク型拠点等とする必要性についても記入          ※上記の各項目において、建学の精神、地域の個性やニーズ、学問領域の新規性等の特色を踏まえた内容を含めて記入          ※拠点に対する大学としての基本的考え方【別紙1】</p> <p>(2) 期待される効果、意義</p> <p>※関連研究者コミュニティへの寄与          ※関連研究分野の発展や新規研究分野の創出への寄与（全国的な学術研究の発展への寄与）          ※若手研究者の育成への寄与（当該分野における若手研究者育成の必要性）          ※ネットワーク型拠点等の場合は、上記に加え、ネットワーク型拠点等として期待される相乗効果についても記入</p>				

(3) 共同利用・共同研究拠点の体制

※運営委員会等を中心とした体制を記入（全体的な体制が分かるように組織図等を用いて記入）

※ネットワーク型拠点等の場合は、上記に加え、共同利用・共同研究拠点の構成図と役割分担についても記入



2. 申請施設の概要

- ※申請施設の組織、人員、予算等
- ※申請施設における主な競争的資金等の採択状況【別紙2】
- ※申請施設におけるこれまでの主な研究実績（成果等）【別紙3】
- ※学則その他大学の内規で申請施設の設置を規定しているものの写しを添付

組織（組織図等）

人員（平成30年10月1日現在）

教授	准教授	講師	助教	助手	小計	技術職員	事務職員	研究員等	合計
( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

※上段は申請施設に所属する専任教職員数を記入してください。下段( )は兼任教員や非常勤職員等の人数を外数で記入してください。

※今後、拠点化に当たり、学内措置等により、人員の拡充等を予定している場合は、表を追加して予定の人員の内訳を記入してください。

人員（西暦〇〇年〇月〇日現在（予定））

教授	准教授	講師	助教	助手	小計	技術職員	事務職員	研究員等	合計
( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

予算（申請施設の運営経費等） ○, 〇〇〇百万円（平成29年度決算額）

※上の経費には、競争的資金等の外部資金は含めないでください。ただし、申請施設の運営に大きく関わっている競争的資金等の外部資金がある場合は、その内訳を余白に記入してください。

3. 共同利用・共同研究の状況

(1) 共同利用・共同研究に供する施設、設備及び資料等の整備・利用状況【別紙4】

(2) 共同利用・共同研究の参加者に対する支援体制

※研究室等の提供状況 等

<p>(3) 運営委員会の状況  ※運営委員会の共同利用・共同研究拠点における位置付け・役割  ※設置規則（案）及び委員名簿（案）を別途添付</p>
<p>(4) 共同利用・共同研究の課題の公募方法  ※共同利用・共同研究拠点としての研究課題等の公募・採択方法  ※採択を審議する組織の設置規則（案）及び委員名簿（案）を別途添付</p>
<p>(5) 共同利用・共同研究に関する情報提供・情報発信  ※共同利用・共同研究に関する情報提供の内容・方法  ※共同利用・共同研究による研究成果の情報発信の仕組み  ※シンポジウムの実施状況</p>
<p>(6) 単年度の共同利用・共同研究への参加が見込まれる関連研究者数</p>
<p>(7) 申請施設が中心となった主な共同利用・共同研究の実績【別紙5】</p>
<p>4. 研究者コミュニティ等の状況【別紙6】  ※別紙6を記入するとともに、要望書を別途添付</p>
<p>5. 共同利用・共同研究拠点の運営に対する支援体制</p>
<p>(1) 学内の支援体制  ※拠点における専任研究者・教育研究支援者等の措置状況  ※学内予算の配分状況 等</p>
<p>(2) 事務体制  ※拠点の事務体制について（組織図等を記入）</p>

事務担当責任者	フリガナ		所属部署	
	氏名		役職名	
	所在地	〒		
	T E L		F A X	
	E - m a i l			

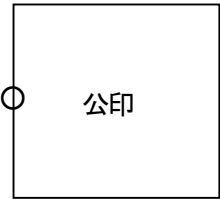
## 拠点に対する大学としての基本的考え方

大学名

学長名



公印



※全学的な支援の在り方を含め、大学として拠点をどのように発展させるべきか等の基本的な考え方(例えば、大学改革や大学の機能強化を推進する上で重要な研究拠点と位置づけている等)について記入してください(自由記述)。

## 申請施設における主な競争的資金等の採択状況

〇〇〇大学〇〇〇〇〇 (申請施設名)

制度名	課題名	研究代表者	申請・採択状況	期間・予算規模
(例) 〇〇事業		〇〇 〇〇	採択	H26~H30 〇〇百万円 (総額)
△△事業		△△ △△	採択	H26~H30 △△百万円 (総額)
□□事業		□□ □□	採択	H27~H31 (2019) □□百万円 (総額)
◇◇事業		◇◇ ◇◇	申請中	H30~H32 (2020) ◇◇百万円 (総額)

## (記入要領)

1. 申請施設において平成30年度現在受け入れている又は申請を行っている主な競争的資金等（競争的資金を中心とした公募型の研究資金。他府省を含む）を記入すること
2. 「制度名」欄には、競争的資金制度（事業）等の名称を記入すること
3. 「研究代表者」欄には、各制度（事業）における研究代表者名を記入すること
4. 「申請・採択状況」欄には、各制度（事業）の申請・採択状況について記入すること
5. 「期間・予算規模」欄には、各制度（事業）の期間・予算規模（単位：百万円。研究期間中の総額）を記入すること
6. 最初に採択されているものを記入し、その次に申請中のものを記入すること

申請施設におけるこれまでの主な研究実績（成果等）  
（平成〇〇年度）

〇〇〇大学〇〇〇〇〇（申請施設名）

研究実績(成果等)の概要	研究代表者

※過去3年度（平成27～29年度）分の主な研究実績（成果等）を別葉で記入すること

共同利用・共同研究に供する施設、設備及び資料等の整備・利用状況  
(平成〇〇年度)

〇〇〇大学〇〇〇〇〇 (申請施設名)

施設、設備及び資料等名	性能	概 要	総利用者数	うち共同利用・共同研究者数
(例) 〇〇施設	○		(例) 人(学内) 人(学外)	人(学内) 人(学外)
〇〇設備	△		人(学内) 人(学外)	人(学内) 人(学外)
〇〇文献データベース			アクセス	—

※過去3年度(平成27~29年度)分の実績(整備・利用状況)を別葉で記入すること

※世界/国内最高性能(規模)を持つ施設・設備(資料等)の場合は、「性能」欄に○(世界最高)/△(国内最高)を記入し、「概要」欄にどういった点が世界/国内最高性能(規模)であるのかを記入すること

## 申請施設が中心となった主な共同利用・共同研究の実績

〇〇〇大学〇〇〇〇〇（申請施設名）

1. 平成〇〇年度の主な共同利用・共同研究の概要

（平成〇〇年度総件数 〇〇件）

共同利用・共同研究課題名	共同利用・共同研究の概要

※過去3年度（平成27～29年度）分の実績を別葉で記入すること

2. 共同利用・共同研究者の受入れ状況（平成〇〇年度）

※当該申請施設が主催して行う共同利用・共同研究に参加した研究者の人数、延べ人数、所属機関数を記入すること（学内の研究者も含む）

※過去3年度（平成27～29年度）分の受入れ状況を別葉で記入すること

分類	概要 ※ テーマ、概要等を記載	人数	延べ人数 (人・日)	所属 機関数
(例) 一般共同研究				
施設等利用型共同研究				
研究会・研究集会				
合計				

注1：共同利用・共同研究者は以下の者を除き、共同利用・共同研究者の定義を、下の〈共同利用・共同研究者の定義、カウント方法〉欄に記入すること

- a 民間等の受託研究員制度、特別研究員制度等の他の制度で受け入れた研究者
- b 学生としての大学院生、外国人留学生等
- c 民間企業の研究者で当該企業の目的のために施設・設備及び資料等を利用する者

注2：延べ人数は以下の例を参考に考え、カウント方法を、下の〈共同利用・共同研究者の定義、カウント方法〉欄に記入すること

例1) 1つの共同利用・共同研究プロジェクトで2人が3日来所した場合

→ 人数2人、延べ人数6人・日

例2) 同一人物が2つのプロジェクト(A、B)に参加し、プロジェクトAのために3日、プロジェクトBのために4日来所した場合

→ 人数2人、延べ人数7人・日

注3：所属機関数は、実数（重複を取り除いた数値）で記入すること

〈共同利用・共同研究者の定義、カウント方法〉

※共同利用・共同研究者の定義、カウント方法を記入



## 研究者コミュニティ等の状況

### 1. 関連する研究者コミュニティの分野

--

### 2. 関連する学会等の状況

※学会の名称及び規模を記載

--

### 3. 要望書の提出のあった研究者コミュニティ一覧

団体名（個人の場合は「個人」と記入）	代表者名

上記の要望書は、各研究者コミュニティにおいて自発的に作成したものであり、申請施設から文面等を提示したものではありません。

学長名

## 特色ある共同利用・共同研究拠点 申請書記入要領

### I 共通留意事項

- ・申請書はすべて日本工業規格A4版で作成してください。
- ・文字の大きさは9pt～12pt程度で作成してください。
- ・作成に当たって、文字数の超過等により、不自然な罫線のずれや改行等が生じた場合は、読みやすい形で適宜修正を施し作成してください。
- ・様式にあらかじめ※記号で記載されている留意事項及び記入例は削除して作成してください。
- ・申請書類の提出に当たっては、公募要領P45を確認してください。
- ・共同利用・共同研究拠点の申請に当たっては、学長からの申請としてください。
- ・ネットワーク型拠点の申請に当たっては、研究施設毎に申請書を作成し、中核機関によるとりまとめの上、提出してください。（中核機関を先頭にして提出してください。）
- ・連携ネットワーク型拠点の申請にあたっては、上記に加え、連携施設について別途指示する書類を提出して下さい。

### II 申請書

- ・申請書は別紙1～6を除いて、10ページを目安に作成してください。
- ・「申請者」欄は、学長の氏名を記入してください。
- ・「拠点の名称」欄は、○○○○拠点というように記入してください。
- ・「申請施設の名称」欄は、拠点となる組織の名称を記入してください。（例：○○○研究所）  
なお、複数の施設がネットワーク型又は連携ネットワーク型共同利用・共同研究拠点（以下「ネットワーク型拠点等」という。）を構成する場合は、以下の例のように記入してください。

（例）

○○○研究所

（ネットワーク型共同利用・共同研究拠点を構成する他施設）

（連携ネットワーク型共同利用・共同研究拠点を構成する他施設）

□□大学□□□研究所（中核拠点）

△△大学△△△研究センター

◎◎大学◎◎◎センター

- ・「研究分野」欄は、共同利用・共同研究拠点の研究分野を記入してください。なお、科学研究費助成事業の審査区分表の小区分を参考に記入してください。

([https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/02\\_koubo/shinsakubun.html](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/02_koubo/shinsakubun.html))

#### 1. 共同利用・共同研究拠点の全体概要

- ・「(1) 共同利用・共同研究拠点の目的・概要」欄は、共同利用・共同研究拠点の目的、全体計画の概要、拠点の目指す役割、拠点形成の必要性について記入してください。  
ネットワーク型拠点等の場合は、ネットワーク型拠点等とする必要性についても記入してください。  
また、上記の各項目において、建学の精神、地域の個性やニーズ、学問領域の新規性等の特色を踏まえた内容を含めて記入してください。
- ・「拠点に対する大学としての基本的考え方」を【別紙1】に記入してください。

- ・「(2) 期待される効果、意義」欄は、関連研究者コミュニティや全国的な学術研究の発展、若手研究者の育成にどのように寄与するかなどについて記入してください。  
ネットワーク型拠点等の場合は、ネットワーク型拠点等として期待される相乗効果についても記入してください。
- ・「(3) 共同利用・共同研究拠点の体制」欄は、当該拠点の運営委員会等を中心とした体制を記入してください。その際、全体的な体制が分かるように組織図等を用いて記入してください。ネットワーク型拠点等の場合は、ネットワーク型拠点等の構成図と役割分担を記入してください。

## 2. 申請施設の概要

- ・申請施設の組織、人員、予算等を記入してください。ネットワーク型拠点等については、当該申請施設の概要を記入してください。(ネットワーク型拠点等を構成する全ての申請施設の概要を記入する必要はありません。)
- ・人員を記入する表(以下、人員記入表)は、平成30年10月1日現在の現員数を記入してください。なお、専任教職員を上段に記入し、兼任教員や非常勤職員等については、下段に( )書きで、外数で記入してください。今後、拠点化に当たり、学内措置等により、申請施設における人員の拡充等を予定している場合は、人員記入表を追加して、予定の人員の内訳を記入してください。
- ・予算は、申請施設の運営に係る人件費、運営費、研究費等を記入してください(前年度決算額)。その際、競争的資金等の外部資金は含めないでください。ただし、申請施設の運営に大きく関わっている競争的資金等の外部資金がある場合は、その内訳を記入してください。
- ・「申請施設における主な競争的資金等の採択状況」を【別紙2】に記入してください。その際、申請施設において平成30年度現在受け入れている又は申請を行っている、申請施設の研究活動を代表する主な競争的資金等(競争的資金を中心とした公募型の研究資金。他省庁を含む)を2ページで収まる分量を目安に記入してください。
- ・「申請施設におけるこれまでの主な研究実績(成果等)」を、【別紙3】に過去3年度(平成27~29年度)分の主な研究実績(他の施策による実績を含む)を各年度別葉で5~7件程度記入してください。  
なお、申請時点において、平成30年度内に、顕著な研究実績(成果等)をあげている場合は、平成30年度分を別葉で作成(追加)し提出いただいてもかまいません。  
記入に当たっては、新しい研究分野の開拓や、教育研究活動に反映した例、社会的ニーズとの関わり、社会貢献等に留意してください。
- ・学則その他大学の内規で申請施設の設置を規定しているものの写しを添付してください。

## 3. 共同利用・共同研究の状況

- ・「(1) 共同利用・共同研究に供する施設、設備及び資料等の整備・利用状況」を、【別紙4】に、過去3年度(平成27~29年度)分の実績を別葉で記入してください。申請施設が保有する施設、設備、学術資料・データベース等、概要及び利用数、アクセス数等を記入してください。また、世界/国内最高性能(規模)を持つ施設・設備(資料等)の場合は、「性能」欄に○(世界最高)/△(国内最高)を記入し、「概要」欄にどの点が世界/国内最高性能(規模)であるのかを記入してください。  
なお、申請時点において、平成30年度内に、利用数等の大幅な増加がある場合は、平成30年度分を別葉で作成(追加)し提出いただいてもかまいません。
- ・「(2) 共同利用・共同研究の参加者に対する支援体制」欄は、共同利用・共同研究者に対する研究室、パソコン等の提供状況、図書館等の開放状況、データベース等へのアクセス状況、宿泊施設の確保状況、申請施設の利用に関する技術的支援の状況等を記入してください。
- ・「(3) 運営委員会の状況」欄は、運営委員会の共同利用・共同研究拠点における位置付け・

役割について記入してください。その際、設置規則（案）及び委員名簿（案）を別途添付してください。

- ・「(4) 共同利用・共同研究の課題の公募方法」欄は、共同利用・共同研究拠点としての研究課題等の公募・採択方法を記入してください。なお、採択を審議する組織の設置規則（案）及び委員名簿（案）を別途添付してください。
- ・「(5) 共同利用・共同研究に関する情報提供・情報発信」欄は、外部の研究者等に対する共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況等の情報の提供方法や、共同利用・共同研究による研究成果の対外的な情報発信の仕組みについて記入してください。
- ・「(6) 単年度の共同利用・共同研究への参加が見込まれる関連研究者数」欄は、共同利用・共同研究への参加が見込まれる関連研究者数を記入してください。その際、見込まれる参加研究者数約〇〇人（延べ約〇〇〇人・日）というように、見込まれる実人数と延べ人数を記入してください。
- ・「(7) 申請施設が中心となった主な共同利用・共同研究の実績」を、【別紙5】に、過去3年度（平成27～29年度）分の実績を別葉で記入してください。「1. 平成〇〇年度の主な共同利用・共同研究の概要」については、枠外上段（ ）書きの部分に当該年度における共同利用・共同研究の総件数を記入した上、その中で主な共同利用・共同研究課題名及びその概要を5～7件程度記入してください。  
また、「2. 共同利用・共同研究者の受入れ状況（平成〇〇年度）」については、申請施設が主催して行う共同利用・共同研究の分類に従い、その概要、参加した研究者の人数、延べ人数、所属機関数を記入してください。分類については、例を参考に各大学の内規等に基づく共同研究の分類を記入してください。また、注1～注3を留意の上カウントし、「共同利用・共同研究者の定義、カウント方法」欄に、カウントに当たっての共同利用・共同研究者の定義、カウント方法を記入してください。  
なお、申請時点において、平成30年度内に、顕著な共同利用・共同研究の実績をあげている場合や参加者数の大幅な増加がある場合は、平成30年度分を別葉で作成（追加）し提出いただいてもかまいません。

#### 4. 研究者コミュニティ等の状況

- ・関連する研究者コミュニティの分野、関連する学会等の名称、研究者コミュニティからの要望の概要等を【別紙6】に記入し、要望書等を別途添付してください。

#### 5. 共同利用・共同研究拠点の運営に対する支援体制について

- ・「(1) 学内の支援体制」欄は、共同利用・共同研究拠点に措置することを予定している専任の研究者・教育研究支援者等や学内で予定している予算措置等、拠点に対する学内の支援の状況を記入してください。
- ・「(2) 事務体制」欄は、共同利用・共同研究拠点を運営していく上での事務体制について、組織図等を用いて記入してください。また、「事務担当責任者」欄の関係箇所も併せて記入してください。

## 連 携 す る 研 究 施 設 概 要

平成30年10月1日現在

施設名							
設置目的							
沿 革							
所 在 地							
所 長 名	(ふりがな)						
組 織	研究部門数	研究(大)部門					
	研究部門名	1)				5)	
		2)				6)	
		3)				7)	
		4)				8)	
	研究施設数	施設					
	施設名等	施 設 名			施設長等名(ふりがな)		
教員数	教員 ○○名						
	教授	准教授	講師	助教	助手	備考	
	( )	( )	( )	( )	( )		
予 算	百万円 (平成30年度)						
研究内容							
特記事項							
備 考							

## 連携する研究施設概要

平成30年10月1日現在

研究所名	〇〇大学 〇〇〇〇研究所						
設置目的	〇〇〇〇〇〇〇〇の研究						
沿革	昭和〇〇年 〇〇学部附属〇〇研究施設設置 平成〇年 〇〇研究所設置						
所在地	〇〇県〇〇市 〇—〇—〇						
所長名	〇〇 〇〇(ふりがな)						
組織	研究部門数	〇 研究(大)部門					
	研究部門名	1) 〇〇〇〇研究部門				5)	
		2) △△△△研究部門				6)	
		3) ××××研究部門				7)	
		4) ・ ・ ・ ・ ・				8)	
	研究施設数	〇 施設					
	施設名等	施設名			施設長等名(ふりがな)		
		〇〇〇〇研究施設			〇〇 〇〇(ふりがな)		
		〇〇〇〇研究センター			〇〇 〇〇(ふりがな)		
		〇〇実験所			〇〇 〇〇(ふりがな)		
・ ・ ・ ・ ・			・ ・ ・ ・ ・				
教員数	教員 〇〇名						
	教授	准教授	講師	助教	助手	備考	
						専任教員数(特任教員含む)	
	( )	( )	( )	( )	( )	兼任教員数、非常勤教員数の合計(外数)	
予算	〇〇 百万円(平成30年度)						
研究内容	〇〇〇〇〇〇〇〇の研究 〇〇〇〇〇〇〇〇の開発と応用 〇〇〇〇〇〇〇〇の解明 〇〇〇〇〇〇〇〇の解明と応用 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・						
特記事項	〇〇〇〇〇〇〇〇に関して世界最高性能を持つ設備を有し…。 日本で唯一の〇〇〇〇〇〇〇〇に関する△△△△のデータベースを有し…。 〇〇〇〇〇〇〇〇に関する学術資料を△△△△万部有し…。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・						
備考							

### Ⅲ 特色ある共同研究拠点の整備の推進事業の公募について

#### 1 公募するメニュー

##### (1) スタートアップ支援

###### ①目的

新たに拠点認定を受けた施設を対象に、拠点としての環境や体制の整備に係るスタートアップのための支援を行い、研究ポテンシャルのある研究所等の学外の研究者による共同利用・共同研究への活用を促進し、研究分野全体の研究水準の向上や異分野融合による新たな学問領域の創出など、我が国の学術研究の発展を図る。

###### ②公募の対象・申請者等

###### ア) 公募の対象

公私立大学（学校教育法第2条第2項に規定する公立学校及び私立学校）の研究施設及び研究施設の一部で、平成31年度（2019年度）から初めて大臣認定を受ける拠点（国公立大学によるネットワーク型拠点又は連携ネットワーク型拠点の場合、公私立大学に中心拠点をおくもの）。

###### イ) 申請者：拠点を設置する大学の学長

※ネットワーク型拠点又は連携ネットワーク型拠点の場合は、その中心拠点を設置する大学の学長が代表して申請。

###### ③支援期間：原則として3年間

※スタートアップのための事業が3年以内(例えば2年間)であっても差し支えない。

###### ④採択予定件数：1拠点程度

###### ⑤経費：

###### ア) 申請額

一拠点当たり年額4,000万円以内とする。

※次年度以降、対前年度に対して20%相当の減額措置を実施

※採択拠点数、各計画の内容・事業規模等の状況により申請額から変更される場合がある。

###### イ) 経費の範囲

- 1) 申請可能な経費は、各拠点における事業計画の遂行に必要な以下の経費とする
- 2) 申請に当たっては、支援期間の所要経費を提出すること
- 3) 経費については、スタートアップのための支援を対象としていることから、次年度以降、対前年度（平成31年度（2019年度）、2020年度のそれぞれの額）に対して20%相当の減額措置を実施すること

(申請可能な経費)

- ・人件費
  - ・事業推進費等(消耗品費、旅費、外国人等招へい旅費、諸謝金、会議開催費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雑役務費、その他大臣が認めた経費)
  - ・設備備品費(設備備品を設置する際の軽微な据付のための経費を含む)
  - ・一般管理費(補助事業を実施するうえで必要な経費であるが直接経費(人件費、事業推進費等及び設備備品費)以外の経費)
- ※一般管理費率は、補助事業者の規程、規定がない場合は直近の財務諸表の一般管理費率と10%を比較して、いずれか低い方とする。

ウ) 経費の使途の例

- ・公募研究のコーディネーターや拠点の運営を補助する事務補助員等を雇用するために必要な経費
- ・運営委員会を開催するために必要な経費
- ・学術資料・データベース・研究設備の整備・維持・管理に必要な経費
- ・共同研究を行うために必要な経費
- ・拠点としての研究環境の整備に必要な経費

## (2) 機能強化支援

### ①目的

拠点を中心とする共同利用・共同研究体制については、「国際的な頭脳循環や次世代を担う人材育成の拠点としての機能を充実させ、我が国の大学全体の基礎研究力の向上を図ること」が求められていることから、公私立大学の拠点においても、国際化・ネットワーク化・人材育成の機能を高め、拠点活動を更に強化させていく必要がある。

このため、拠点認定を受け活動してきた公私立大学の拠点を対象に、拠点機能強化のための支援を行い、共同利用・共同研究を通じた研究分野全体の研究水準のより一層の向上と異分野融合による新たな学問領域の創出を促進し、我が国の学術研究の発展を図る。

### ②公募の対象、申請者等

ア) 公募の対象

「共同利用・共同研究拠点」の認定を受けている公私立大学の研究施設及び研究施設の一部。ただし、平成31年度(2019年度)にスタートアップ支援を予定している拠点は除く。

イ) 申請者：拠点を設置する大学の学長

※ネットワーク型拠点又は連携ネットワーク型拠点の場合は、その中心拠点を設置する大学の学長が代表して申請。

### ③支援期間：1～3年間



④採択予定件数：2拠点程度

⑤経費：

ア) 申請額

一拠点当たり年額3,000万円以内とする。

※次年度以降、対前年度に対して10%相当の減額措置を実施

※採択拠点数、各計画の内容・事業規模等の状況により申請額から変更される場合がある。

イ) 経費の範囲

1) 申請可能な経費は、各拠点における事業計画の遂行に必要な以下の経費とする

2) 申請に当たっては、支援期間の所要経費を提出すること

(申請可能な経費)

・人件費

・事業推進費等(消耗品費、旅費、外国人等招へい旅費、諸謝金、会議開催費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雑役務費、その他大臣が認めた経費)

・設備備品費(設備備品を設置する際の軽微な据付のための経費を含む)

・一般管理費(補助事業を実施するうえで必要な経費であるが直接経費(人件費、事業推進費等及び設備備品費)以外の経費)

※一般管理費率は、補助事業者の規程、規定がない場合は直近の財務諸表の一般管理費率と10%を比較して、いずれか低い方とする。

ウ) 経費の使途の例

・拠点活動を国際的に展開し活動していくために必要な経費

・新たなネットワークを構築する活動に必要な経費

・共同研究により創出された新たな学問領域の共同研究を推進するために必要な経費

・共同利用・共同研究拠点の全国的なモデルとなる活動に必要な経費

・豊かな国民生活・文化に寄与するための活動に必要な経費

※スタートアップ支援と異なり、拠点活動を更に強化するための経費であることが必要。

## 2 申請から交付までのスケジュール

(1) 申請書類受付期間

平成30年11月7日(水)～平成30年11月14日(水)【必着】

## (2) 審査期間

平成30年11月～平成31年(2019年)3月  
有識者による審議

平成31年(2019年)4月 内定通知

### 3 重複制限の確認

「スタートアップ支援」、「機能強化支援」及び「国際共同研究推進支援」(別途公募予定、公募時期等未定)の間には以下の重複制限が課されていますので、申請に当たっては留意してください。

		応募を希望する事業		
		スタートアップ支援	機能強化支援	国際共同研究 推進支援 (別途公募予定 公募 時期等未定)
応募時の 状況	実施なし	○	×	○
	スタートアップ支援 を実施中	—	○ (平成30年度でスタートアップ 支援が終了する場合)	○
	機能強化支援を 実施中	×	—	○

※「国際共同研究推進支援」に採択された場合には、「国際共同研究推進支援」のみ実施する。

### 4 申請に係る様式等

様式については、スタートアップ支援は P24～P29、機能強化支援は P30～P37 を参照してください。また、書類の提出方法は、P45 を参照してください。

特色ある共同研究拠点の整備の推進事業 ～スタートアップ支援～ 申請書

大 学 名				
申 請 者	氏 名		役 職 名	
	本部所在地	〒		
共同利用・共同研究拠点の名称	※ 例：○○○○○拠点			
申請施設等の名称	※ 共同利用・共同研究拠点となる研究施設等の名称を記入			
研 究 分 野	※ 共同利用・共同研究拠点の研究分野を記入			
共同研究拠点の代表者	フリガナ		生年月日	昭和 年 月 日 ( 歳) 【平成31(2019)年4月1日現在】
	氏 名			
	所属部署		役 職 名	
	所 在 地	〒		
	T E L		F A X	
	E - m a i l			
<p>※ 事業計画について、全体計画及び平成31年度（2019年度）～2021年度の各年度における事業計画の概要と経費の見込みについて記入。</p> <p>(1) 事業の全体計画について</p> <p>※ 事業計画が拠点としてスタートアップするための環境や体制整備にどのように関連するかについて記入。          ※ 整備される設備備品及び公募研究のコーディネーターや事務補助員等の果たす役割について記入。          ※ 学術資料やデータベース、研究設備の整備計画について記入。          ※ 共同利用・共同研究課題の実施計画について記入。          ※ 学内予算による人件費負担や学内施設の提供等大学としての自助努力（計画を含む）について記入。          ※ ネットワーク型拠点又は連携ネットワーク型拠点（以下、「ネットワーク型拠点等」という。）の場合は、上記の項目全てについて拠点全体及び構成機関別の計画を記入。</p>				

(2) 各年度の事業計画について

【平成31年度(2019年度)】

※ 計画の概要と併せて事業ごとの予算額(費目ごとの見込み額については別紙)も記入。

人件費 ( 百万円) (主な支出の内訳: )  
事業推進費等 ( 百万円) (主な支出の内訳: )  
設備備品費 ( 百万円) (主な支出の内訳: )  
一般管理費 ( 百万円)

※ 事業計画が拠点としてのスタートアップのための環境や体制整備にどのように関連するかについて記入。

※ 整備される設備備品及び公募研究のコーディネーターや事務補助員等の果たす役割について記入。

※ 学術資料やデータベース、研究設備の具体的な整備計画について記入。

※ 共同利用・共同研究課題の具体的な実施計画について記入。

※ 学内予算による人件費負担や学内施設の提供等大学としての自助努力(計画を含む)について記入。

※ ネットワーク型拠点等の場合は、上記の項目全てについて拠点全体及び構成機関別の計画を記入。

【2020年度】

※ 計画の概要と併せて事業ごとの予算額(費目ごとの見込み額については別紙)も記入

人件費 ( 百万円) (主な支出の内訳: )  
事業推進費等 ( 百万円) (主な支出の内訳: )  
設備備品費 ( 百万円) (主な支出の内訳: )  
一般管理費 ( 百万円)

※ 事業計画が拠点としてのスタートアップのための環境や体制整備にどのように関連するかについて記入。

※ 整備される設備備品及び公募研究のコーディネーターや事務補助員等の果たす役割について記入。

※ 学術資料やデータベース、研究設備の具体的な整備計画について記入。

※ 共同利用・共同研究課題の具体的な実施計画について記入。

※ 学内予算による人件費負担や学内施設の提供等大学としての自助努力(計画を含む)について記入。

※ ネットワーク型拠点等の場合は、上記の項目全てについて拠点全体及び構成機関別の計画を記入。

【2021年度】

※ 計画の概要と併せて事業ごとの予算額（費目ごとの見込み額については別紙）も記入

人件費 ( 百万円) (主な支出の内訳: )  
 事業推進費等 ( 百万円) (主な支出の内訳: )  
 設備備品費 ( 百万円) (主な支出の内訳: )  
 一般管理費 ( 百万円)

※ 事業計画が拠点としてのスタートアップのための環境や体制整備にどのように関連するかについて記入。

※ 整備される設備備品及び公募研究のコーディネーターや事務補助員等の果たす役割について記入。

※ 学術資料やデータベース、研究設備の具体的な整備計画について記入。

※ 共同利用・共同研究課題の具体的な実施計画について記入。

※ 学内予算による人件費負担や学内施設の提供等大学としての自助努力（計画を含む）について記入。

※ ネットワーク型拠点等の場合は、上記の項目全てについて拠点全体及び構成機関別の計画を記入。

(3) 事業期間終了後の計画について

※ 事業期間終了後の拠点としての推進方策について記入。

※ 学内予算による人件費負担や学内施設の提供等大学としての自助努力（計画）を含む、事業期間終了後に目指す拠点体制の具体像（人員配置数、公募研究の実施体制等）について記入。

事務担当責任者	フリガナ		所属部署	
	氏名		役職名	
	所在地	〒		
	T E L		F A X	
	E - m a i l			

※様式にあらかじめ※記号で記載されている留意事項及び記入例は削除して作成してください。

## 所要経費の見込み額

○事業期間「平成31年度(2019年度)～2021年度」 (単位:千円)

経費の内容	年度						総額	
	平成31年度(2019年度)		2020年度		2021年度		申請額 (A+B+C)	学内負担 (a+b+c)
	申請額 (A)	学内負担 (a)	申請額 (B)	学内負担 (b)	申請額 (C)	学内負担 (c)		
1. 人件費 (社会保険料等事業主負担分含む) 業務担当職員 補助者								
2. 事業推進費等 消耗品費 国内旅費 外国旅費 外国人等招へい旅費 諸謝金 会議開催費 通信運搬費 印刷製本費 借損料 雑役務費								
3. 設備備品費								
4. 一般管理費								
小計								
合計額								

(注)

- ※ 金額は千円単位で記入。
- ※ 申請できる経費は本事業計画の遂行に必要な経費とすること。
- ※ 2020,2021年度の申請額については、前年度の申請額に対して20%相当減額すること。
- ※ 2020,2021年度の交付額については、当該年度の交付内定時の環境や体制の整備に係る金額を申請額の外数として記載すること。
- ※ 学内負担は、拠点としての活動を行うための環境や体制の整備に係る金額を申請額の外数として記載すること。
- ※ ネットワーク型拠点又は連携ネットワーク型拠点の場合は、拠点全体及び構成機関別の所要経費を作成すること。なお、構成機関別の所要経費については別業とすること。

## 特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～スタートアップ支援～

### 申請書記入要領

「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～スタートアップ支援～申請書（以下、「申請書」という。）」は、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～スタートアップ支援～（以下、「本事業」という。）」の申請に当たって提出が必要となる書類で、本事業の対象拠点の選定に係る審査資料となるものです。

本事業へ申請する際は、本要領に基づき申請書を作成してください。

#### 【共通留意事項】

- ・申請書はすべて日本工業規格 A4 版で作成してください。
- ・文字の大きさは 9pt～12pt 程度で作成してください。
- ・作成に当たって、文字数の超過等により、不自然な罫線のずれや改行等が生じた場合は、読みやすい形で適宜修正を施し作成してください。
- ・様式にあらかじめ※記号で入っている留意事項及び記入例は削除して作成してください。
- ・分かりやすい文章となるよう簡潔な記載を心がけてください。
- ・申請書を作成する際、参考 2 特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～スタートアップ支援～審査要項「3. 審査に当たっての主な観点」を踏まえて各項目を作成してください。

#### 【申請書】

- ・「整理番号」の欄は記入しないでください（事務局記入欄）。
- ・「申請者」欄は、学長の氏名を記入してください。
- ・「拠点の名称」欄、「申請施設等の名称」欄、「研究分野」欄及び「共同研究拠点の代表者」欄は、「平成 31 年度（2019 年度）からの共同利用・共同研究拠点の認定」の申請書と同一の内容を記入してください。

#### (1) 事業の全体計画について

- ・最大 3 年間の事業期間における全体計画の概要を記入してください。その際、以下の 1～5 の内容を含めて記入してください。
    - 1 事業計画が拠点としてスタートアップするための環境や体制整備にどのように関連するか
    - 2 整備される設備備品及び公募研究のコーディネーターや事務補助員等の果たす役割
    - 3 学術資料やデータベース、研究設備の整備計画
    - 4 共同利用・共同研究課題の実施計画
    - 5 学内予算による人件費負担や学内施設の提供等大学としての自助努力（計画を含む）
- ※ネットワーク型拠点又は連携ネットワーク型拠点（以下「ネットワーク型拠点等」という。）の場合は、上記の項目全てについて拠点全体及び構成機関別の計画を記入してください。

(2) 各年度の事業計画について

- (1) に記載した全体計画を踏まえつつ、2020、2021年度の交付額は前年度に対して20%相当減額することを考慮した上で、年度ごとに、事業ごとの予算額及び事業計画の概要を記入してください。
- 予算額については、費目ごとの主な支出の内訳を記入するとともに、費目ごとの見込額を別紙に記入してください。
- 事業計画の概要については、以下の1~5の内容を含めて記入してください。
  - 1 事業計画が拠点としてスタートアップするための環境や体制整備にどのように関連するか
  - 2 整備される設備備品及び公募研究のコーディネーターや事務補助員等の果たす役割
  - 3 学術資料やデータベース、研究設備の具体的な整備計画
  - 4 共同利用・共同研究課題の具体的な実施計画
  - 5 学内予算による人件費負担や学内施設の提供等大学としての自助努力（計画を含む）  
※ネットワーク型拠点等の場合は、上記の項目全てについて拠点全体及び構成機関別の計画を記入してください。

(3) 事業期間終了後の計画について

- 事業期間終了後の拠点としての推進方策について記入してください。
- 学内予算による人件費負担や学内施設の提供等大学としての自助努力（計画）を含む、事業期間終了後に目指す拠点体制の具体像（人員配置数、公募研究の実施体制等）について記入してください。

【(別紙) 所要経費の見込額】

- 事業期間（平成31年度（2019年度）～2021年度）の各年度について、事業計画に基づいた費目ごとの見込額を記入してください。なお、スタートアップのための事業が3年以内（例えば2年間）であっても差し支えありません。
- 金額は千円単位で記入してください。
- 一般管理費率は、補助事業者の規程、規定がない場合は直近の財務諸表の一般管理費率と10%を比較して、いずれか低い方とする。
- 申請できる経費は本事業計画の遂行に必要な経費としてください。
- 各費目の和を申請額に記入し、申請額と学内負担の和を合計額に記入してください。
- 学内負担は、拠点としての活動を行うための環境や体制の整備に係る金額を申請額の外数として記載してください。
- 2020、2021年度の申請額については、前年度の申請額に対して20%相当減額してください。
- 2020、2021年度の交付額については、当該年度の交付内定時に決定します。
- ネットワーク型拠点等の場合は、拠点全体及び構成機関別の所要経費を作成してください。なお、構成機関別の所要経費については別葉としてください。



特色ある共同研究拠点の整備の推進事業 ～拠点機能強化支援～ 申請書

大 学 名				
申 請 者	氏 名		役 職 名	
	本部所在地	〒		
共同利用・共同研究拠点の名称	※ ○○○○○拠点（認定されている拠点名を記入）			
申請施設等の名称	※ 共同利用・共同研究拠点として認定されている研究施設等の名称を記入			
認 定 期 間	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日 ※ 認定の通知に記載されている有効期間を記入 ※ 認定の更新により申請をする場合には「認定更新を希望」と記入			
研 究 分 野	※ 共同利用・共同研究拠点の研究分野を記入			
共同研究拠点の代表者	フリガナ		生年月日	昭和 年 月 日 ( 歳) 【平成31(2019)年4月1日現在】
	氏 名			
	所属部署			
	所 在 地	〒		
	T E L		F A X	
	E - m a i l			
事 業 概 要	※ 本事業計画の概要について記入			
事 業 計 画 期 間	平成○○年度 ～ 平成○○年度 (○年)			
年 度	平成31年度(2019年度) (千円)	2020年度 (千円)	2021年度 (千円)	合 計 (千円)
補助申請額				
学内負担額				
総 額				

※ 事業計画について、全体計画及び平成〇〇～〇〇年度（認定の有効期間内）の各年度における事業計画の概要と経費の見込みについて記入。

(1) 事業の全体計画について

【目的・目標】

※ 拠点機能を強化するための課題を明記のうえ、事業計画全体の目的・目標を記入。

※ 本事業計画が共同利用・共同研究拠点の機能の強化にどのように役立つのかについて記入。

(過去に機能強化支援を受けた拠点のみ)

※過去に受けた機能強化支援の目的、当該目的の達成状況及び成果を踏まえつつ、今後の事業計画を記入。

【必要性】

※ 本事業計画の必要性について記入。

(2) 各年度の事業計画について（補助申請額について記入）

【平成31年度（2019年度）】

※ 計画の概要と併せて事業ごとの予算額（費目ごとの見込み額については別紙）も記入。

人件費	(	百万円)	(主な支出の内訳:	)
事業推進費等	(	百万円)	(主な支出の内訳:	)
設備備品費	(	百万円)	(主な支出の内訳:	)
一般管理費	(	百万円)		)

※ 当該年度の事業計画について記入。

※ 人件費を計上する場合、人件費を負担する者の果たす役割について記入。

※ 設備備品費を計上する場合、学術資料やデータベース・研究設備等を増強する必要性、共同利用の方法、について記入。

※ 共同利用・共同研究の経費を計上する場合、拠点機能の更なる強化にどのようにつながるかを記入。

※ 学内予算による人件費負担や学内施設の提供等、大学としての自助努力（計画を含む）について記入。

【2020年度】

※ 計画の概要と併せて事業ごとの予算額（費目ごとの見込み額については別紙）も記入

人件費 ( 百万円) (主な支出の内訳: )  
事業推進費等 ( 百万円) (主な支出の内訳: )  
設備備品費 ( 百万円) (主な支出の内訳: )  
一般管理費 ( 百万円)

※ 当該年度の事業計画について記入。

※ 人件費を計上する場合、人件費を負担する者の果たす役割について記入。

※ 設備備品費を計上する場合、学術資料やデータベース・研究設備等を増強する必要性、共同利用の方法、  
について記入。

※ 共同利用・共同研究の経費を計上する場合、拠点機能の更なる強化にどのようにつながるかを記入。

※ 学内予算による人件費負担や学内施設の提供等、大学としての自助努力（計画を含む）について記入。

【2021年度】

※ 計画の概要と併せて事業ごとの予算額（費目ごとの見込み額については別紙）も記入

人件費 ( 百万円) (主な支出の内訳: )  
事業推進費等 ( 百万円) (主な支出の内訳: )  
設備備品費 ( 百万円) (主な支出の内訳: )  
一般管理費 ( 百万円)

※ 当該年度の事業計画について記入。

※ 人件費を計上する場合、人件費を負担する者の果たす役割について記入。

※ 設備備品費を計上する場合、学術資料やデータベース・研究設備等を増強する必要性、共同利用の方法、  
について記入。

※ 共同利用・共同研究の経費を計上する場合、拠点機能の更なる強化にどのようにつながるかを記入。

※ 学内予算による人件費負担や学内施設の提供等、大学としての自助努力（計画を含む）について記入。

(3) 事業の実施体制等

(4) 事業達成による波及効果等（学問的効果、社会的効果、改善効果等）

(5) これまでの拠点としての活動実績

※共同利用・共同研究拠点としての活動実績を分かりやすく簡潔に記入。

事務担当責任者	フリガナ		所属部署	
	氏名		役職名	
	所在地	〒		
	T E L		F A X	
	E - m a i l			

※様式にあらかじめ※記号で記載されている留意事項及び記入例は削除して作成してください。

## 所要経費の見込み額

○事業期間「平成31(2019)年度～2021年度」 (単位:千円)

経費の内容	年度						総額	
	平成31(2019)年度		2020年度		2021年度		申請額 (A+B+C)	学内負担 (a+b+c)
	申請額 (A)	学内負担 (a)	申請額 (B)	学内負担 (b)	申請額 (C)	学内負担 (c)		
1. 人件費 (社会保険料等事業主負担分含む) 業務担当職員 補助者								
2. 事業推進費等 消耗品費 国内旅費 外国旅費 外国人等招へい旅費 諸謝金 会議開催費 通信運搬費 印刷製本費 借損料 雑役務費								
3. 設備備品費								
4. 一般管理費								
小計								
合計額								

(注)

- ※ 金額は千円単位で記入。
- ※ 申請できる経費は本事業計画の遂行に必要な経費とすること。
- ※ 2020,2021年度の交付額については、当該年度の交付内定時に決定する。
- ※ 学内負担は、拠点としての活動を行うための環境や体制の整備に係る金額を申請額の外数として記載すること。

## 特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～機能強化支援～ 申請書記入要領

「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～機能強化支援～申請書（以下、「申請書」という。）」は、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～機能強化支援～（以下、「本事業」という。）」の申請に当たって提出が必要となる書類で、本事業の対象拠点の選定に係る審査資料となるものです。

本事業へ申請する際は、本要領に基づき申請書を作成してください。

### 【共通留意事項】

- ・申請書はすべて日本工業規格 A4 版で作成してください。
- ・文字の大きさは 9pt～12pt 程度で作成してください。
- ・作成に当たって、文字数の超過等により、不自然な罫線のずれや改行等が生じた場合は、読みやすい形で適宜修正を施し作成してください。
- ・様式にあらかじめ※記号で入っている留意事項及び記入例は削除して作成してください。
- ・分かりやすい文章となるよう簡潔な記載を心がけてください。
- ・申請書を作成する際、参考 2 特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～機能強化支援～審査要項「3. 審査に当たっての主な観点」を踏まえて各項目を作成してください。

### 【申請書】

- ・「整理番号」の欄は記入しないでください（事務局記入欄）。
- ・「申請者」欄は、学長の氏名を記入してください。
- ・「拠点の名称」欄、「認定期間」欄は、共同利用・共同研究拠点の認定通知と同一の内容を記入して下さい。なお、認定の更新により申請をする場合には「認定期間」欄は「認定更新を希望」と記入して下さい。
- ・「申請施設等の名称」欄、「研究分野」欄及び「共同研究拠点の代表者」欄は、共同利用・共同研究拠点として認定を受けている内容と同一の内容を記入して下さい。

#### (1) 事業の全体計画について

- ・最大 3 年間の事業期間における全体計画の概要を記入してください。その際、以下の 1～3 の内容を含めて記入してください。
  - 1 拠点機能として課題となっている事項を明記のうえ、事業計画全体における目的・目標
  - 2 事業計画が共同利用・共同研究拠点の機能の強化にどのように関連するか
  - 3 事業計画の必要性

(過去に機能強化支援を受けた拠点のみ)

- ・過去に受けた機能強化支援の目的、当該目的の達成状況及び成果を踏まえつつ、今後の事業計画を記入してください。

(2) 各年度の事業計画について

- ・(1)に記載した全体計画を踏まえつつ、平成〇〇、〇〇年度の計画を、対前年度に対して10%相当減額することを考慮した上で、年度ごとに、事業ごとの予算額及び事業計画の概要を記入してください。
- ・予算額については、費目ごとの主な支出の内訳を記入するとともに、費目ごとの見込額を別紙に記入してください。
- ・事業計画の概要については、以下の1~5の内容を含めて記入してください。

1 年度ごとの事業計画を記入

2 人件費を計上する場合は、人件費を負担する者の果たす役割を記入。

3 設備備品費を計上する場合、学術資料やデータベース、研究設備等を増強する必要性や共同利用の方法について記入。

4 共同利用・共同研究の経費を計上する場合、拠点の公募研究課題との違いを記入。

5 学内予算による人件費負担や学内施設の提供等、大学としての自助努力(計画を含む)について記入。

※ネットワーク型拠点の場合は、上記の項目全てについて拠点全体及び構成機関別の計画を記入してください。

(3) これまでの拠点としての活動実績

- ・共同利用・共同研究拠点としての活動実績を分かりやすく簡潔に記入して下さい。

(4) 事業の実施体制等について

- ・事業実施にあたっての大学の支援体制、学内外の協力体制等、全体的な事業推進体制等について具体的に記入して下さい。

(5) 機能強化支援事業として実施する理由

- ・学内負担や他の競争的資金では、実施できない理由を分かりやすく簡潔に記入して下さい。

(6) 事業達成による波及効果等について

- ・事業達成による効果に応じて、以下の1~3の内容を含めて記入してください。

1 成果による学問的波及効果

2 成果の具体的活用方法や成果による社会的波及効果

3 大学の教育研究活動にもたらす改善効果

【(別紙) 所要経費の見込額】

- ・事業期間（平成〇〇年度～〇〇年度）の各年度について、事業計画に基づいた費目ごとの見込額を記入してください。なお、事業期間が1年又は2年の場合には、2年目、3年目は「0」を記入して下さい。
- ・金額は千円単位で記入してください。
- ・一般管理費率は、補助事業者の規程、規定がない場合は直近の財務諸表の一般管理費率と10%を比較して、いずれか低い方とする。
- ・申請できる経費は本事業計画の遂行に必要な経費としてください。
- ・各費目の和を申請額に記入し、申請額と学内負担の和を合計額に記入してください。
- ・学内負担は、拠点の機能強化に係る金額を申請額の外数として記載してください。
- ・2020年度以降の申請額については、前年度の申請額に対して10%相当減額してください。



## 5 関連する留意事項等

- (1) この公募は、平成31年度（2019年度）予算の成立を前提に行うものであり、その状況によっては事業内容や実施予定額を変更する場合がありますので留意してください。
- (2) 補助事業等の実施状況についての評価を行います。
- (3) 申請書等の情報の取り扱いについては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

- (4) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備について

本事業の申請、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めてください。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトを参照してください。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm)

- (5) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の申請に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）を提出することが必要です（チェックリストの提出がない場合及び内容に不備が認められる場合の申請は認められません。）。

このため、下記ホームページの様式に基づいて、平成30年11月14日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ホームページで確認してください。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1301688.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm)

※ なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となるので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをしてください。(登録には通常2週間程度を要するので十分注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記ホームページに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページで確認してください。)

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、平成30年4月1日以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行ってください。

#### (6) 不正使用及び不正受給への対応

本事業に関する研究費の不正な使用及び不正な受給(以下、「不正使用等」という。)への措置については以下のとおりとします。

#### ○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

##### 1) 補助金の交付決定の取消し・変更、補助金の返還などの措置

不正使用等が認められた事業について、補助金の交付決定の取消し・変更の措置を行い、補助金の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降の補助金の交付決定についても行わないことがあります。

##### 2) 申請及び参加\*1の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者や不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者\*2に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要(不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供する場合があります。

※1「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の課題(継続課題)へ共同研究者等として参加することを指します。

※2「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る申請制限の対象者	不正使用の程度	申請制限期間 <sup>※3</sup> （補助金等を返還した年度の翌年度から）	
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1) 以外	①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

※3 以下の場合には申請及び参加を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

#### ○不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本制度への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省において原則公表します。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされているため、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応して下さい。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL を参照。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

(7)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトを参照。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

(8)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の申請に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の申請は認められない。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、平成30年11月14日(水)までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成30年4月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要ありません。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイト参照してください。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1374697.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm)

※ なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となるので、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きを行ってください。(登録には通常2週間程度を要するので十分注意してください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、上記ホームページに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページで確認してください。)

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、平成30年4月1日以降、別途の機会にチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。

(9) 研究活動における特定不正行為に対する措置

実施事業に関する研究活動における特定不正行為（捏造、改ざん及び盗用）への措置については以下のとおりとします。

○研究活動における不正行為が認められた場合の措置

1) 補助金の交付決定の取消し・変更、補助金の返還などの措置

研究活動における特定不正行為が認められた場合、補助金の交付決定の取消し・変更の措置を行い、特定不正行為の悪質性等に考慮しつつ、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金の交付決定についても行わないことがあります。

2) 申請及び参加の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為が認定された者、及び、特定不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置を講じます。

また、他府省を含む他の競争的資金等の担当に当該不正行為の概要（特定不正行為をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、特定不正行為の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る申請制限の対象者		特定不正行為の程度	申請制限期間 (不正が認定された年度の翌年度から)	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大き く、又は行為の悪質性が高 いと判断されるもの	5～7年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さ く、又は行為の悪質性が低 いと判断されるもの	3～5年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	

特定不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大き く、又は行為の悪質性が高 いと判断されるもの	2～3年
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さ く、又は行為の悪質性が低 いと判断されるもの	1～2年

#### ○不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

#### (10) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修について

本事業の経費を活用して共同研究を実施する場合、当該共同研究に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することとなります。

なお、申請施設の代表者は、交付申請手続きの中で、次の点を約束する文書を提出することが必要です。

- ・共同研究の実施前に、共同研究を実施する研究者等全員から研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認すること。

#### (11) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関が当該補助事業を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。我が国では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や外国において提供する場合にはその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

そのため、研究機関が本補助事業による各種研究活動等を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

<参考> 大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について（依頼）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/06082811/015/001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/06082811/015/001.htm)

安全保障貿易管理の詳細・問い合わせ先については、下記をご覧ください。

経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

URL：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

<問い合わせ先等>

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

電話：03-3501-2800

FAX：03-3501-0996

#### (9) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、補助金の配分の停止や、補助金の配分決定を取り消すことがある。

#### (10) 繰越について

事業の進捗に伴い、研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合がある。

## IV 書類の提出方法

### (1) 申請書類の提出

拠点認定及び事業の申請に当たっては、申請書類の提出が必要です。

申請書類は、定められた様式を使用すること。様式は、文部科学省のホームページに掲載します。

#### ① 拠点認定の公募について

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kyoten/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kyoten/index.htm)

#### ② スタートアップ支援の公募について

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kyoten/1330618.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kyoten/1330618.htm)

#### ③ 機能強化支援の公募について

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kyoten/1384641.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kyoten/1384641.htm)

なお、申請書類の作成・提出に当たっては、各様式の記入・提出要領を参照すること。

### (2) 提出方法

①提出期間 平成30年11月7日(水)～平成30年11月14日(水)【必着】

②提出方法 郵送にて申請書等の紙媒体、申請書等を保存したCD-Rを提出してください。詳細は以下のとおりです。

#### ・申請書等の紙媒体：20部

※提出書類は全体をまとめて頁数を付したもので、全て両面印刷(カラー可)にして、1部ずつ左上1箇所をステープラーで留めてください。

※拠点認定と事業の両方に申請する場合には、別々にまとめてください。

#### ・申請書等の入ったCD-R

※CD-Rは、以下の資料を作成し保存してください。

(拠点認定)

以下の2点を提出してください。

- ・①申請書、②別紙、③大学の学則等、④運営委員会、採択を審議する組織の設置規則、委員名簿、⑤要望書の順番で1つにして頁数を付したPDFファイル(郵送で提出する書類と頁数は同一とすること。)

- ・上記①～⑤を別々にしたファイル(申請書、別紙はWordファイルもしくはExcelファイルの形式のままで提出してください。なお、別々にしたファイルのうち、申請書別紙1で求める公印は付されていなくても構いません。)



(スタートアップ支援、機能強化支援)

以下の2点を提出してください。

- ・①申請書、②別紙の順番で1つにして頁数を付した PDF ファイル  
(郵送で提出する書類と頁数は同一とすること。)
- ・上記①～②を別々にしたファイル(申請書、別紙は Word ファイル  
もしくは Excel ファイルの形式のままで、提出してください。)

※拠点認定と事業の両方に申請する場合には、CD-R 内にフォルダを作成するなどして、混在しないようにしてください。

③提出先 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省研究振興局学術機関課専門職付  
TEL : 03-6734-4296、4303 (直通)  
03-5253-4111 (内線: 4296、4303)  
FAX : 03-6734-4086  
E-Mail: gakkikan@mext.go.jp

※郵送する際には、配達を証明できる方法(特定記録、簡易書留等)により発送してください。

### (3) 留意事項

申請者は、全ての申請書類一式を一括して提出すること。

なお、申請書類を提出する際には、次の点に注意すること。

- ①提出する申請書類は、必ず写しを作成し、保管しておくこと。
- ②特に指定がない場合には、日本工業規格A4版で統一すること。
- ③申請書類提出・受付後に、訂正・再提出及び申請書類の追加提出等を行うことはできない。

## V 問い合わせ先

<公募要領その他の問い合わせ先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省研究振興局学術機関課専門職付

TEL : 03-6734-4296、4303 (直通)

03-5253-4111 (内線: 4296、4303)

FAX : 03-6734-4086

E-Mail : [gakkikan@mext.go.jp](mailto:gakkikan@mext.go.jp)

## (参考 1)

# 認定研究施設及びその類型等について

## 1. 認定研究施設の対象等

文部科学大臣の認定を受けることができる共同利用・共同研究拠点（以下：拠点）は、学校教育法施行規則第143条の3第1項に規定される研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものであることから、単独の拠点及びネットワーク型の拠点については、国立大学、公立大学、私立大学の研究施設を対象としている。

平成28年度からは、文部科学大臣が拠点として認定する対象は、国公私立大学の研究施設とするが、ネットワーク型拠点の形成促進の観点から、従前、認定の対象外であった大学共同利用機関法人・独立行政法人等が設置する研究機関を拠点の「連携施設※」として制度上位置付け、拠点活動の活性化等を図ることとしている。

※「連携施設」とは

（対象）

学校教育法施行規則第143条の3第1項（大学に附置される研究施設）には規定されていない大学共同利用機関や独立行政法人等の研究機関。

（要件）

文部科学大臣が新たに拠点として認定する研究施設とともにネットワークを形成し、拠点活動を主体的に行う。

（審査）

「連携施設」には、中核機関となる申請施設と同程度の申請書の提出を求める。

## 2. 拠点の類型

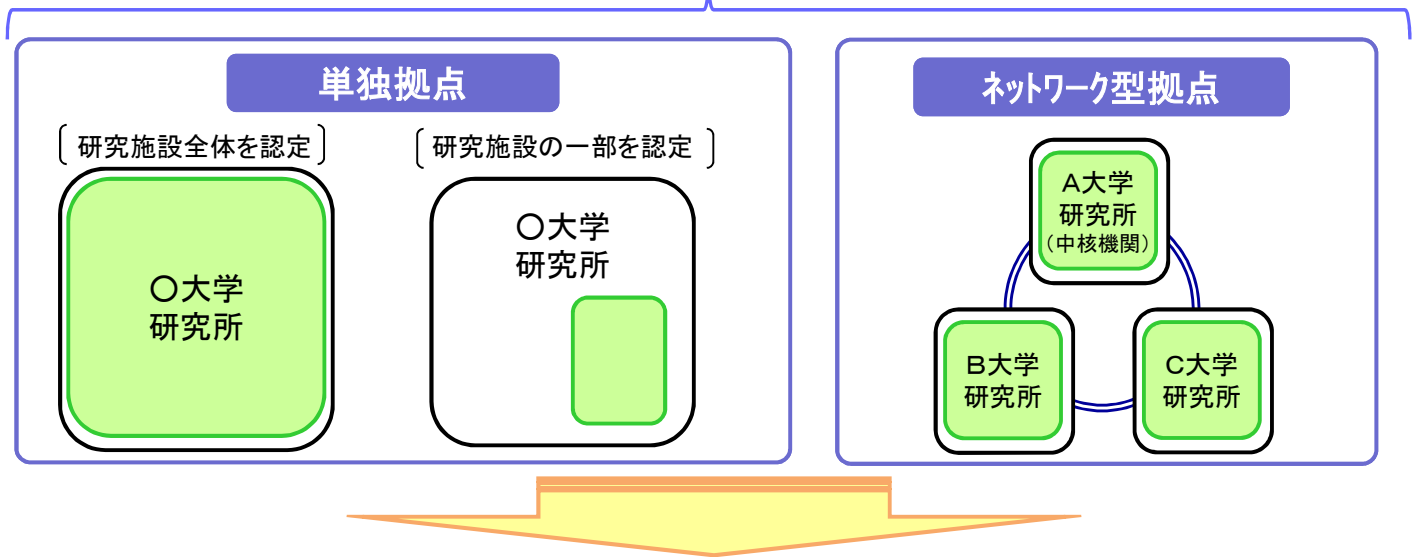
認定する拠点は、『単独拠点』又は『ネットワーク型拠点』の2つの類型を基本とするとともに、ネットワーク型拠点の形成推進の観点から、『単独拠点』と「連携施設」を構成機関とする『連携ネットワーク型拠点』を設けている。

## 3. 新規認定を受けようとする研究施設の要件

平成31年度から設置する研究施設であっても、新規認定の申請を可能とする。

# 共同利用・共同研究拠点の類型（イメージ図）

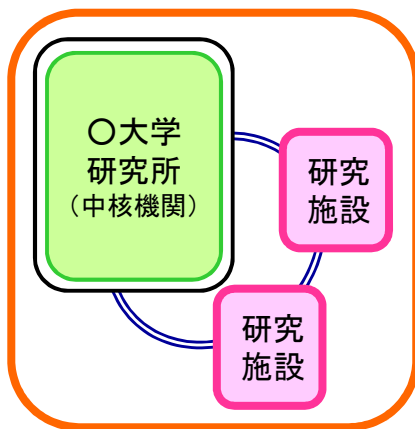
## 基本的な類型



## 基本的な類型に準じる新たな類型

### 【ネットワーク化の促進】

#### 連携ネットワーク型拠点



○拠点認定制度の対象となっていない機関(大学共同利用機関や独立行政法人等の研究機関)が認定の対象となる研究施設とネットワークを形成。

○拠点認定に際して、拠点認定制度の対象外の機関を「連携施設」(※)として制度上位置付け、上記研究施設と連携施設を構成機関とするネットワーク全体を『**連携ネットワーク型拠点**』と新たな類型として位置付ける。

認定対象組織

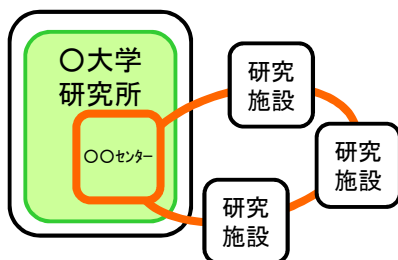
連携施設  
(認定対象外組織)

認定の範囲  
(国公立大学の研究施設)

連携ネットワーク型  
拠点の範囲

※新たな類型には位置付けないが、ネットワーク型拠点形成促進に資する研究施設の取組例

単独拠点の一部が研究施設とネットワークを形成



単独拠点において、拠点の一部の組織が、他の研究施設と連携することによって拠点のネットワーク化が促進される。このような取組を行おうとする拠点については、連携する研究施設も評価の対象とする。

## (参考2) 審査等

### 平成31年度(2019年度)からの特色ある共同利用・共同研究拠点の認定に係る 審議基準

平成30年9月21日  
科学技術・学術審議会  
学術分科会研究環境基盤部会  
共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点に関する作業部会  
特色ある共同利用・共同研究拠点に関する専門委員会

特色ある共同利用・共同研究拠点の認定に係る審査は、この審議基準により行うものとする。

#### 1. 書面による審議

申請施設について、次の手順で書面による審議を行う。

- (1) 書面による審議は、専門委員会委員(以下「委員」という。)が、申請書類をもとに行う。
- (2) 書面による審議に当たって、委員は、作業部会で定められた「審議に当たっての主な観点」に基づき、評価を行う。
- (3) 委員は、次表により評価を行う。

評 価
共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が特に期待できる。
共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が期待できる。
共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性を期待するにはやや不十分(不明確)な点がある。
共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程第3条に定める認定の基準を満たしていない。

- (4) 書面による審議の様式は、別紙1のとおり。
- (5) 申請施設が、共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程第3条に定める認定の基準を満たしていないと外形上明らかに判断される場合は、ヒアリングによる審議を行わない。

#### 2. 審査意見書の作成

- (1) 認定候補を決定する際の資料とするため、審議の実施に当たっては、審査対象拠点の研究分野に精通する研究者による「審査意見書」(別紙2)を作成の上、審議の際の参考とする。
- (2) 審査意見書作成者は、「審議に当たっての主な観点」に基づき、観点毎に意見を付す。

#### 3. ヒアリングによる審議

各委員の評価に基づく書面による審議において、ヒアリングによる審議を行うこととされた申請施設について、申請書類等をもとに、ヒアリングを行う。

- (1) ヒアリングは、別紙3「ヒアリング実施要領」により行う。
- (2) 委員は、次表により評価を行う。

評 価
共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が特に期待できる。
共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が期待できる。
共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性を期待するにはやや不十分（不明確）な点がある。
共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が期待できない。

(3) ヒアリングによる審議の様式は、別紙4のとおり。

#### 4. 合議による審議

ヒアリング終了後、各委員の評価を踏まえ、合議により認定候補を決定する。

#### 5. その他

##### (1) 利害関係者の排除

以下に該当する委員は、当該申請施設に係る審査は行わないものとする。

- ①委員が、申請施設を置く大学に在職（就任予定を含む）し、または過去3年以内に在職していた場合
- ②委員の親族が申請施設の構成員となっている場合
- ③その他、委員が申請施設の構成員と親密な個人関係や密接な師弟関係にあるなど、中立・公正に審議を行うことが困難であると判断される事由がある場合

##### (2) 機密保持

- ①委員は、審議の過程で知ることのできた情報について外部に漏らしてはならない。
- ②委員は、委員として取得した情報（申請書類等各種資料を含む。）について、審議の終了後、速やかに破棄しなければならない。

##### (3) 開示・公開

- ①審議の過程は、審議の円滑な遂行の観点から非公開とし、審議に用いる会議資料等についても非公開とする。
- ②申請状況及び審議結果は、ホームページへの掲載等により公開する。
- ③共同利用・共同研究拠点として認定されなかった申請施設に対しては、その理由を開示するものとする。

##### (4) その他

- ・外部からの働きかけがあった場合等、審議の公平性・公正性に影響があると考えられる事由があった場合には、速やかに事務局まで申し出ること。
- ・この要項に定めるもののほか、新規認定の審議に関し必要な事項は別に定める。



<p>観点別評価</p> <p>※下記の観点別評価は、右の基準に基づき評価を行う。</p>	S	特に優れている。
	A	優れている。
	B	やや劣っている。
	C	劣っている。
<p>(1) 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められるか。</p>	(1) 観点評価	
<p>○ 下記のような点を総合的に考慮して、申請施設が当該分野における中核的な研究施設であると認められるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請施設におけるこれまでの研究成果、共同利用・共同研究の実績</li> <li>・ 競争的資金の採択状況</li> <li>・ 卓越した研究者やリーダーの存在</li> <li>・ 申請施設が有する施設・設備及び学術資料等の整備状況・利用状況 等</li> </ul> <p>○ ネットワーク型拠点又は連携ネットワーク型拠点の場合、ネットワーク全体として中核的な研究施設であると認められるか。</p> <p>○ 同一分野に複数の拠点が想定される場合、以下の点に留意し、それぞれの申請施設が中核的な研究施設であると認められるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該分野における各拠点の特徴</li> <li>・ 当該分野における拠点ごとの役割分担及び連携体制</li> <li>・ 当該分野における拠点分散の必要性及び地域性</li> <li>・ 各拠点における研究者の集積の見込み</li> <li>・ 各拠点に対する研究者コミュニティの支持の状況 等</li> </ul>	<p>S . A . B . C</p> <p>(特筆すべき点がある場合のみ記載願います)</p>	
<p>(2) 共同利用・共同研究に必要な施設、設備及び資料等を備えているか。</p>	(2) 観点評価	
<p>○ 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、学術資料、データベース等を保有しているか。</p> <p>○ 上記の施設、設備、学術資料、データベース等が、申請時点において共同利用・共同研究にどの程度利用されているか（利用者数、利用数、アクセス数 等）</p>	<p>S . A . B . C</p> <p>(特筆すべき点がある場合のみ記載願います)</p>	



<p>(3) 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備しているか。</p> <hr/> <p>○ 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員（教員、技術職員、事務職員等）が配置されているか。</p> <p>○ 技術的支援について、例えば、技術職員の配置や設備のスムーズな利用等の面で、適切な体制が整備されているか。</p> <p>○ 関連研究者に対して、必要な情報を継続的に提供するための体制が整備されているか。</p> <p>○ その他拠点の活動内容に応じて、例えば、事務体制や研究スペースの確保、宿泊施設の確保等が適切に行われているか。</p> <p>○ 関連研究者に対する支援を行うに当たって、必要な全学的支援（予算・人員の配分等）が継続的に得られる見込みがあるか。</p> <p>○ ネットワーク型拠点又は連携ネットワーク型拠点の場合、当該拠点の運営の中核となる研究施設が設定され、当該施設が拠点の活動全体に責任を持って中心的役割を果たす体制が構築されているか。</p>	<p>(3) 観点評価</p> <hr/> <p>S . A . B . C</p> <hr/> <p>(特筆すべき点がある場合のみ記載願います)</p>
<p>(4) 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っているか。</p> <hr/> <p>○ 下記のような情報について、例えば、ホームページやメーリングリスト、学会誌での情報提供等により、広く情報提供を行う具体的方策が定まっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同利用・共同研究への参加の方法（課題の公募要領、施設の利用要領・利用資格等）</li> <li>・ 共同利用・共同研究において利用可能な施設、設備及び資料等の状況</li> <li>・ 申請施設における研究の成果</li> <li>・ その他共同利用・共同研究に参加する際に得られる支援の内容等</li> </ul>	<p>(4) 観点評価</p> <hr/> <p>S . A . B . C</p> <hr/> <p>(特筆すべき点がある場合のみ記載願います)</p>
<p>(5) 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込</p>	<p>(5) 観点評価</p>

<p>まれるか。また、多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があるか。</p>	<p>S . A . B . C</p>
<p>○ これまでの共同利用・共同研究の実績（共同研究者数）はどの程度か。</p> <p>○ 対象となる研究者コミュニティが明確にされており、当該拠点が研究者コミュニティにとって必要不可欠であり、当該研究分野の発展に寄与するものか。また、当該拠点と研究者コミュニティが円滑かつ良好な関係が構築できているか。</p> <p>○ 研究者コミュニティの規模や当該拠点の規模等を考慮して、多数の関連研究者の参加が見込まれるか。</p> <p>○ 構想されている共同利用・共同研究の内容は関連研究者の要望を十分反映したものとなっているか。</p>	<p>（特筆すべき点がある場合のみ記載願います）</p>
<p>（6）以上のような観点を総合的に考慮して、当該分野における中核的な拠点として認められるか。</p>	<p>（6）観点評価</p>
<p>○ 拠点の形成により、当該学問分野の発展にどのように寄与するか。</p> <p>○ 内外の研究動向や国の学術研究全体の中での当該分野の役割の重要性等も踏まえ、拠点形成の必要性があるか。</p> <p>○ 特色ある共同利用・共同研究拠点については、建学の精神に基づく特色ある研究所、地域の個性やニーズに応じた特色ある研究所、他に類似のものがない新たな学問領域を担う研究所などを対象とし、研究活動や分野の特性を考慮する。</p>	<p>S . A . B . C</p> <p>（特筆すべき点がある場合のみ記載願います）</p>

※審議に当たっての主な観点のうち、上記観点別評価欄に掲げた項目以外の項目については、事務局において確認する。

## 平成31年度(2019年度)からの特色ある共同利用・共同研究拠点の審査意見書

平成30年〇〇月〇〇日

審査意見書 作成者	所属機関	部局等	職名	氏名
	〇〇大学	大学院〇〇研究科	教授	〇〇 〇〇

下記の研究拠点についての意見は、下記のとおりです。

## 記

研究拠点	大学名	拠点の名称	申請施設の名称	研究分野
	〇〇大学	〇〇〇研究拠点	〇〇研究センター	〇〇分野

## 【意見】

(1) 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められるか。

<p>○ 下記のような点を総合的に考慮して、申請施設が当該分野における中核的な研究施設であると認められるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請施設におけるこれまでの研究成果、共同利用・共同研究の実績</li> <li>・ 競争的資金の採択状況</li> <li>・ 卓越した研究者やリーダーの存在</li> <li>・ 申請施設が有する施設・設備及び学術資料等の整備状況・利用状況 等</li> </ul> <p>○ ネットワーク型拠点又は連携ネットワーク型拠点の場合、ネットワーク全体として中核的な研究施設であると認められるか。</p> <p>○ 同一分野に複数の拠点が想定される場合、以下の点に留意し、それぞれの申請施設が中核的な研究施設であると認められるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該分野における各拠点の特徴</li> <li>・ 当該分野における拠点ごとの役割分担及び連携体制</li> <li>・ 当該分野における拠点分散の必要性及び地域性</li> <li>・ 各拠点における研究者の集積の見込み</li> <li>・ 各拠点に対する研究者コミュニティの支持の状況 等</li> </ul>	<p>(意見記入欄)</p>
---	----------------

(2) 共同利用・共同研究に必要な施設、設備及び資料等を備えているか。	
<input type="radio"/> 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、学術資料、データベース等を保有しているか。 <input type="radio"/> 上記の施設、設備、学術資料、データベース等が、申請時点において共同利用・共同研究にどの程度利用されているか(利用者数、利用数、アクセス数 等)	(意見記入欄)
(3) 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備しているか。	
<input type="radio"/> 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員(教員、技術職員、事務職員等)が配置されているか。 <input type="radio"/> 技術的支援について、例えば、技術職員の配置や設備のスムーズな利用等の面で、適切な体制が整備されているか。 <input type="radio"/> 関連研究者に対して、必要な情報を継続的に提供するための体制が整備されているか。 <input type="radio"/> その他拠点の活動内容に応じて、例えば、事務体制や研究スペースの確保、宿泊施設の確保等が適切に行われているか。 <input type="radio"/> 関連研究者に対する支援を行うに当たって、必要な全学的支援(予算・人員の配分等)が継続的に得られる見込みがあるか。 <input type="radio"/> ネットワーク型拠点又は連携ネットワーク型拠点の場合、当該拠点の運営の中核となる研究施設が設定され、当該施設が拠点の活動全体に責任を持って中心的役割を果たす体制が構築されているか。	(意見記入欄)
(4) 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っているか。	
<input type="radio"/> 下記のような情報について、例えば、ホームページやメーリングリスト、学会誌での情報提供等により、広く情報提供を行う具体的方策が定まっているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同利用・共同研究への参加の方法(課題の公募要領、施設の利用要領・利用資格等)</li> <li>・ 共同利用・共同研究において利用可能な施設、設備及び資料等の状況</li> <li>・ 申請施設における研究の成果</li> <li>・ その他共同利用・共同研究に参加する際に得られる支援の内容 等</li> </ul>	(意見記入欄)

<p>(5) 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれるか。また、多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があるか。</p>	
<p>○ これまでの共同利用・共同研究の実績（共同研究者数）はどの程度か。</p> <p>○ 対象となる研究者コミュニティが明確にされており、当該拠点が研究者コミュニティにとって必要不可欠であり、当該研究分野の発展に寄与するものか。また、当該拠点と研究者コミュニティが円滑かつ良好な関係が構築できているか。</p> <p>○ 研究者コミュニティの規模や当該拠点の規模等を考慮して、多数の関連研究者の参加が見込まれるか。</p> <p>○ 構想されている共同利用・共同研究の内容は関連研究者の要望を十分反映したものとなっているか。</p>	<p>(意見記入欄)</p>
<p>(6) 以上のような観点を総合的に考慮して、当該分野における中核的な拠点として認められるか。</p>	
<p>○ 拠点の形成により、当該学問分野の発展にどのように寄与するか。</p> <p>○ 内外の研究動向や国の学術研究全体の中での当該分野の役割の重要性等も踏まえ、拠点形成の必要性があるか。</p> <p>○ 特色ある共同利用・共同研究拠点については、建学の精神に基づく特色ある研究所、地域の個性やニーズに応じた特色ある研究所、他に類似のものがない新たな学問領域を担う研究所、災害からの復興や被災地の支援に関する研究所などを対象とし、研究活動や分野の特性を考慮する。</p>	<p>(意見記入欄)</p>
<p>(7) その他の所見（上記の項目で記載できなかった点がある場合に記載してください。）</p>	
<p>(意見記入欄)</p>	

## 平成31年度(2019年度)からの特色ある共同利用・共同研究拠点 ヒアリング実施要領

### 1. 対象

専門委員会における書面による審議の結果、ヒアリングの対象とされた申請施設

### 2. ヒアリングにおける観点

- (1) 作業部会が定めた「審議に当たっての観点」を参考とする。
- (2) 書面による審議において、各委員等から出された論点等について確認する。
- (3) その他申請内容の確認等

### 3. ヒアリングの進め方等

#### (1) 時間配分(30分)

- ①説明・・・15分
- ②質疑応答・・・10分
- ③まとめ・・・5分

#### (2) 説明者

申請を行った大学の長又はそれに準ずる者、共同利用・共同研究拠点となる研究施設の長等(5名以内)

#### (3) 説明資料

- ①共同利用・共同研究拠点申請書
- ②プレゼンテーション用資料
- ③その他関係資料(適宜)

#### (4) 説明内容

申請書に基づき、「審議に当たっての主な観点(参考)」に定める観点到って、簡潔に説明すること。

なお、ヒアリングに際し、専門委員会から事前に質問事項が提示された場合には、その回答を含めて説明すること。

### 4. ヒアリング評価出席者の注意事項

- (1) 説明者は、当該ヒアリング開始時間15分前に指定する待合室に参集すること。
- (2) 説明者は、簡潔に説明するよう心がけること。
- (3) 説明時間及び質疑応答の時間は厳守し、説明が10分以内で終了しても、残り時間を質疑応答の時間に振り替えないものとする。
- (4) ヒアリング会場において、液晶プロジェクター、パソコン等の利用を希望する場合には、説明者は事前に事務局まで申し出ること。
- (5) ヒアリング内容の録画、録音は禁止する。

整理番号	
------	--

## 平成31年度(2019年度)からの特色ある共同利用・共同研究拠点 ヒアリング審査票

審査委員名

大学名		研究分野	
拠点名		申請施設名	
施設代表者名			
評 価		共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が特に期待できる。	
		共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が期待できる。	
		共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性を期待するにはやや不十分(不明確)な点がある。	
		共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が期待できない。	
所 見	(優れた点等)		
※上記の評価とした根拠・理由等について記入。	(不十分(不明確)な点等)		
	(拠点としての活動や発展性が期待できない理由)		
	(その他)		

## 審議に当たっての主な観点（参考）

※以下は、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会共同利用・共同研究拠点に関する作業部会がとりまとめた「審議に当たっての主な観点」です。申請に当たって適宜参考にしてください。なお、今後の審議により変更することがあります。

### ① 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されているか。

（規程第3条第1号関連）

- 大学学則、大学組織規則、研究所組織規程等に申請施設が明確に位置付けられているか。
- 申請施設が、研究室など極端に細分化された単位ではないか。
- ネットワーク型拠点の場合、全ての構成施設が以上を満たしているか。

### ② 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められるか。

（規程第3条第2号関連）

- 下記のような点を総合的に考慮して、申請施設が当該分野における中核的な研究施設であると認められるか。
  - ・ 申請施設におけるこれまでの研究成果、共同利用・共同研究の実績
  - ・ 競争的資金の採択状況
  - ・ 卓越した研究者やリーダーの存在
  - ・ 申請施設が有する施設・設備及び学術資料等の整備状況・利用状況 等
- ネットワーク型拠点の場合、ネットワーク全体として中核的な研究施設であると認められるか。
- 同一分野に複数の拠点が想定される場合、以下の点に留意し、それぞれの申請施設が中核的な研究施設であると認められるか。
  - ・ 当該分野における各拠点の特徴
  - ・ 当該分野における拠点ごとの役割分担及び連携体制
  - ・ 当該分野における拠点分散の必要性及び地域性
  - ・ 各拠点における研究者の集積の見込み
  - ・ 各拠点に対する研究者コミュニティの支持の状況 等

### ③ 共同利用・共同研究に必要な施設、設備及び資料等を備えているか。

（規程第3条第3号関連）

- 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、学術資料、データベース等を保有しているか。
- 上記の施設、設備、学術資料、データベース等が、申請時点において共同利用・共同研究にどの程度利用されているか（利用者数、利用数、アクセス数 等）。



④ 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の2分の1以下であるか。

イ 当該申請施設を置く大学の職員

ロ 関連研究者

ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者

(規程第3条第4号関連)

- 申請施設を置く大学の職員が2分の1以下であり、かつ、研究者コミュニティの意向を適切に反映できる人数・構成となっているか。(例えば、当該大学内の委員が多すぎるなど、全国の関連研究者の意向を反映させにくい構成となっていないか)
- 審議事項等から見て、拠点における運営委員会の位置付け・役割は適切か。
- ネットワーク型拠点の場合、全体として拠点機能を発揮できる構成となっているか。(例えば、構成施設単位で運営委員会が設置されるような体制になっていないか)

⑤ 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の2分の1以上である組織の議を経て採択を行っているか。

(規程第3条第5号関連)

- 関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者が2分の1以上であり、かつ、研究者コミュニティの意向や国内外の研究分野の動向等を適切に反映できる人数・構成となっているか。
- 共同利用・共同研究の課題等の募集方法や採択方法が具体的に構想されているか。

⑥ 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備しているか。

(規程第3条第6号関連)

- 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員(教員、技術職員、事務職員等)が配置されているか。
- 技術的支援について、例えば、技術職員の配置や設備のスムーズな利用等の面で、適切な体制が整備されているか。
- 関連研究者に対して、必要な情報を継続的に提供するための体制が整備されているか。
- その他拠点の活動内容に応じて、例えば、事務体制や研究スペースの確保、宿泊施設の確保等が適切に行われているか。
- 関連研究者に対する支援を行うに当たって、必要な全学的支援(予算・人員の配分等)が継続的に得られる見込みがあるか。
- ネットワーク型拠点の場合、当該拠点の運営の中核となる研究施設が設定され、当該施設が拠点の活動全体に責任を持って中心的役割を果たす体制が構築されているか。

⑦ 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っているか。

(規程第3条第7号関連)

- 下記のような情報について、例えば、ホームページやメーリングリスト、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス(SNS)、学会誌での情報提供等により、広く情報提供を行う具体的方策が定まっているか。
  - ・ 共同利用・共同研究への参加の方法(課題の公募要領、施設の利用要領・利用資格等)
  - ・ 共同利用・共同研究において利用可能な施設、設備及び資料等の状況
  - ・ 申請施設における研究の成果
  - ・ その他共同利用・共同研究に参加する際に得られる支援の内容

⑧ 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれているか。また、多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があるか。

(規程第3条第8号及び9号関連)

- これまでの共同利用・共同研究の実績(共同研究者数)はどの程度か。
- 対象となる研究者コミュニティが明確にされており、当該拠点が研究者コミュニティにとって必要不可欠であり、当該研究分野の発展に寄与するものか。また、当該拠点と研究者コミュニティが円滑かつ良好な関係を構築できているか。
- 研究者コミュニティの規模や当該拠点の規模等を考慮して、多数の関連研究者の参加が見込まれるか。
- 構想されている共同利用・共同研究の内容は関連研究者の要望を十分反映したものとなっているか。

⑨ 以上のような観点を総合的に考慮して、当該分野における中核的な拠点として認められるか。

(学校教育法施行規則第143条の3第2項関連)

- 拠点の形成により、当該学問分野の発展にどのように寄与するか。
- 内外の研究動向や国の学術研究全体の中での当該分野の役割の重要性等も踏まえ、拠点形成の必要性があるか。
- 特色ある共同利用・共同研究拠点については、建学の精神に基づく特色ある研究所、地域の個性やニーズに応じた特色ある研究所、他に類似のものがない新たな学問領域を担う研究所などを対象とし、研究活動や分野の特性を考慮する。

特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～スタートアップ支援～  
審査要項

平成 25 年 2 月 12 日  
平成 25 年 12 月 3 日一部改正  
平成 30 年 9 月 21 日一部改正  
「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」推進委員会決定

「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～スタートアップ支援～」の対象拠点の選定に係る審査は、この審査要項により行うものとする。

1. 審査の基本方針

審査は、大学からの申請に基づき、事業計画と事業の目的との適合性、申請経費の妥当性・必要性、事業期間終了後の継続性等の観点から実施する。

2. 審査方法

(1) 審査主体

事業の採択に係る審査は、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」推進委員会（以下、「推進委員会」という）が行う。

(2) 審査の進め方及び基準

推進委員会は、大学から提出された申請書に基づき書面審査を行い、その結果を踏まえて、合議により採択候補を選定する。

①書面審査

1) 書面審査は、推進委員会委員（以下「委員」という。）が、申請書類をもとに行う。

2) 各委員は、書面審査に当たっては、「3. 審査に当たっての主な観点」の各項目に着目しつつ、次表により評価を行う。

評価区分	評価基準
S	他の申請計画と比べて特に優れた計画であり、本事業の対象とすべきである
A	他の申請計画と比べて優れた計画であり、本事業の対象とすべきである
B	他の申請計画と比べてやや劣った計画であり、予算に余裕があれば対象とすべきである
C	他の申請計画と比べて劣った計画であり、本事業の対象とすべきではない

3) 書面審査の様式は、別紙のとおり。

②合議審査

推進委員会は、書面審査の結果を踏まえ、合議により採択する拠点を決定する。

### 3. 審査に当たっての主な観点

審査に当たっての主な観点は、以下のとおり。

#### (1) 共同利用・共同研究拠点と本事業の目的との適合性

- ・事業計画の実施により、当該拠点のスタートアップに必要となる環境や体制は十分整備されるか。

#### (2) 申請経費の妥当性・必要性

- ・整備される設備備品及び公募研究のコーディネーターや事務補助員等に要する費用は、学外の研究者に還元されることが見込まれるか。
- ・学術資料やデータベース、研究設備の整備費は、事業計画を遂行する上で、真に必要なものが計上されているか。
- ・共同利用・共同研究の経費（旅費、研究費）は、学外の研究者が共同利用・共同研究に参加する公募研究を中心として計上されているか。
- ・事業計画に照らして、申請経費（人件費、事業推進費等、設備備品費）間の配分は妥当なものか。
- ・事業計画の規模に鑑み、申請経費の規模は妥当であるか。

#### (3) 事業期間終了後の継続性

- ・学内予算による人件費負担や学内施設の提供等大学としての自助努力（計画を含む）が認められるか。
- ・事業期間終了後の拠点としての推進方策は明確かつ適切なものか。

### 4. その他

#### (1) 利害関係者の排除

以下に該当する委員は、当該申請施設に係る審査は行わないものとする。

- ① 委員が、申請施設を置く大学に在職（就任予定を含む）し、または過去3年以内に在職していた場合
- ② 委員の親族が申請施設の構成員となっている場合
- ③ その他、委員が申請施設の構成員と親密な個人関係や密接な師弟関係にあるなど、中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される事由がある場合

#### (2) 機密保持

- ① 委員は、審査の過程で知ることのできた情報について外部に漏らしてはならない。
- ② 委員は、委員として取得した情報（申請書類等各種資料を含む。）について、審査の終了後、速やかに破棄しなければならない。

#### (3) 開示・公開

- ① 審査の過程は、審査の円滑な遂行の観点から非公開とし、審査に用いる会議資料等についても非公開とする。
- ② 申請状況及び審査結果は、ホームページへの掲載等により公開する。
- ③ 共同利用・共同研究拠点として認定されなかった申請施設に対しては、その理由を開示するものとする。

(4) その他

- ・外部からの働きかけがあった場合等、審査の公平性・公正性に影響があると考えられる事由があった場合には、速やかに事務局まで申し出ること。
- ・この要項に定めるもののほか、新規採択の審査に関し必要な事項は別に定める。

**特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～スタートアップ支援～  
書面審査票**

審査委員名 \_\_\_\_\_

大学名		研究分野	
拠点名		申請施設名	
拠点代表者名			
書面評価		S. 他の申請計画と比べて特に優れた計画であり、本事業の対象とすべきである	
※観点別評価を踏まえ、全体的な評価を記入。		A. 他の申請計画と比べて優れた計画であり、本事業の対象とすべきである	
		B. 他の申請計画と比べてやや劣った計画であり、予算に余裕があれば対象とすべきである	
		C. 他の申請計画と比べて劣った計画であり、本事業の対象とすべきではない	
書面審査所見	(優れた点等)		
※観点別評価を踏まえ、上記の評価とした根拠・理由等について記入。	(課題等)		
	(その他) ※計画を採択する場合に妥当と考えられる支援規模(申請経費に対する査定割合(%))等特記事項があれば記入		

<p>観点別評価</p> <p>※下記の観点別評価は、右の基準に基づき評価を行う。</p>	S	特に優れている。
	A	優れている。
	B	やや劣っている。
	C	劣っている。
<p>(1) 事業計画は、事業の趣旨に沿ったものとなっているか。</p> <hr/> <p>(観点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画の実施により、当該拠点のスタートアップに必要な環境や体制は十分整備されるか。</li> </ul>		<p>(1) 観点評価</p> <p>S. A. B. C</p> <p>(特筆すべき点がある場合のみ記載願います)</p>
<p>(2) 申請経費の妥当性・必要性が認められるか。</p> <hr/> <p>(観点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備される設備備品及び公募研究のコーディネーターや事務補助員等に要する費用は、学外の研究者に還元されることが見込まれるか。</li> <li>学術資料やデータベース、研究設備の整備費は、事業計画を遂行する上で、真に必要なものが計上されているか。</li> <li>共同利用・共同研究の経費(旅費、研究費)は、学外の研究者が共同利用・共同研究に参加する公募研究を中心として計上されているか。</li> <li>事業計画に照らして、申請経費(人件費、事業推進費等、設備備品費)間の配分は妥当なものか。</li> <li>事業計画の規模に鑑み、申請経費の規模は妥当であるか。</li> </ul>		<p>(2) 観点評価</p> <p>S. A. B. C</p> <p>(特筆すべき点がある場合のみ記載願います)</p>
<p>(3) 事業期間終了後の継続性を見据えた事業計画となっているか。</p> <hr/> <p>(観点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学内予算による人件費負担や学内施設の提供等大学としての自助努力(計画を含む)が認められるか。</li> <li>事業期間終了後の拠点としての推進方策は明確かつ適切なものか。</li> </ul>		<p>(3) 観点評価</p> <p>S. A. B. C</p> <p>(特筆すべき点がある場合のみ記載願います)</p>

## 特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～機能強化支援～ 審査要項

平成 28 年 1 月 18 日

平成 30 年 9 月 21 日一部改正

「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」推進委員会決定

「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～機能強化支援～」の対象拠点の選定に係る審査は、この審査要項により行うものとする。

### 1. 審査の基本方針

審査は、大学からの申請に基づき、事業計画と事業の目的との適合性、申請経費の妥当性・必要性、事業の実施体制、事業達成による波及効果、これまでの拠点としての活動実績等の観点から実施する。

### 2. 審査方法

#### (1) 審査主体

事業の採択に係る審査は、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」推進委員会（以下、「推進委員会」という。）が行う。

#### (2) 審査の進め方及び基準

推進委員会は、大学から提出された申請書に基づき書面審査を行い、その結果を踏まえて、合議により採択候補を選定する。

#### ①書面審査

1) 書面審査は、推進委員会委員（以下「委員」という。）が、申請書類をもとに行う。

2) 各委員は、書面審査に当たっては、「3. 審査に当たっての主な観点」の各項目に着目しつつ、次表により評価を行う。

評価区分	評価基準
S	他の申請計画と比べて特に優れた計画であり、本事業の対象とすべきである
A	他の申請計画と比べて優れた計画であり、本事業の対象とすべきである
B	他の申請計画と比べてやや劣った計画であり、予算に余裕があれば対象とすべきである
C	他の申請計画と比べて劣った計画であり、本事業の対象とすべきではない

3) 書面審査の様式は、別紙のとおり。

#### ②合議審査

推進委員会は、書面審査の結果を踏まえ、合議により採択する拠点を決定する。



### 3. 審査に当たっての主な観点

審査に当たっての主な観点は、以下のとおり。

#### (1) 共同利用・共同研究拠点と本事業の目的との適合性

- ・事業計画の実施により、当該拠点の機能強化が図られるか。
- ・事業の目的・目標が具体的かつ明確に設定されているか。
- ・事業の必要性・緊急性について、社会的ニーズや学問の進展を踏まえたものであるか。

#### (2) 申請経費の妥当性・必要性

- ・人件費は、当該拠点の国際化、ネットワーク化など拠点機能の機能強化に必要とされるものであるか。
- ・学術資料やデータベース、研究設備等の設備備品費は、事業計画を遂行する上で、真に必要なものが計上されているか。
- ・共同利用・共同研究の経費（旅費、研究費）は、当該拠点の国際化、ネットワーク化など拠点機能の拡充に必要とされるものであるか。
- ・事業計画に照らして、申請経費（人件費、事業推進費等、設備備品費）間の配分は、妥当なものであるか。
- ・事業計画の規模に鑑み、申請経費の規模は妥当であるか。

#### (3) 事業の実施体制等

- ・事業の推進にふさわしい組織、実施体制等になっているか。
- ・事業を確実に実施するため、学内外の協力体制の構築等が適切に行われているか。

#### (4) 事業達成による波及効果

- ・事業成果の具体的な活用方法や、事業成果による波及効果が十分に期待できるものとなっているか。
- ・事業が教育研究活動の改善をもたらすものとなっているか。

#### (5) これまでの拠点としての活動実績等

- ・これまでの活動実績は、拠点として十分なものとなっているか。

(※過去に機能強化支援を受けた拠点のみ)

- ・過去に受けた機能強化支援の達成状況及び成果は十分なものとなっており、事業計画はそれを踏まえ適切なものとなっているか。

### 4. その他

#### (1) 利害関係者の排除

以下に該当する委員は、当該申請施設に係る審査は行わないものとする。

- ①委員が、申請施設を置く大学に在職（就任予定を含む）し、または過去3年以内に在職していた場合
- ②委員の親族が申請施設の構成員となっている場合
- ③その他、委員が申請施設の構成員と親密な個人関係や密接な師弟関係にあるなど、中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される事由がある場合

(2) 機密保持

- ①委員は、審査の過程で知ることのできた情報について外部に漏らしてはならない。
- ②委員は、委員として取得した情報（申請書類等各種資料を含む。）について、審査の終了後、速やかに破棄しなければならない。

(3) 開示・公開

- ①審査の過程は、審査の円滑な遂行の観点から非公開とし、審査に用いる会議資料等についても非公開とする。
- ②申請状況及び審査結果は、ホームページへの掲載等により公開する。
- ③共同利用・共同研究拠点として認定されなかった申請施設に対しては、その理由を開示するものとする。

(4) その他

- ・外部からの働きかけがあった場合等、審査の公平性・公正性に影響があると考えられる事由があった場合には、速やかに事務局まで申し出ること。
- ・この要項に定めるもののほか、新規採択の審査に関し必要な事項は別に定める。

整理番号	
------	--

**「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～機能強化支援～」  
書面審査票**

委員名

大学名		研究分野	
拠点名			
拠点代表者名			
書面評価		S：他の申請計画と比べて特に優れた計画であり、本事業の対象とすべきである	
※観点別評価を踏まえ、全体的な評価を記入。		A：他の申請計画と比べて優れた計画であり、本事業の対象とすべきである	
		B：他の申請計画と比べてやや劣った計画であり、予算に余裕があれば対象とすべきである	
		C：他の申請計画と比べて劣った計画であり、本事業の対象とすべきではない	
書面評価所見	(優れた点等)		
※観点別評価を踏まえ、上記の評価とした根拠・理由等について記入。	(課題等)		
	(その他) ※計画を採択する場合に妥当と考えられる支援規模（申請経費に対する査定割合（%））等特記事項があれば記入。		

<b>観点別評価</b> ※下記の観点別評価は、右の基準に基づき評価を行う。	S	非常に優れている。
	A	優れている。
	B	やや劣っている。
	C	劣っている。
<b>(1) 共同利用・共同研究拠点と本事業の目的との適合性</b> (観点) ・事業計画の実施により、当該拠点の機能強化が図られるか。 ・事業の目的・目標が具体的かつ明確に設定されているか。 ・事業の必要性・緊急性について、社会的ニーズや学問の進展を踏まえたものであるか。	<b>(1) 観点評価 S . A . B . C</b> (特筆すべき点がある場合のみ記載願います)	
<b>(2) 申請経費の妥当性・必要性</b> (観点) ・人件費は、当該拠点の国際化、ネットワーク化など拠点機能の機能強化に必要とされるものであるか。 ・学術資料やデータベース、研究設備等の設備備品費は、事業計画を遂行する上で、真に必要なものが計上されているか。 ・共同利用・共同研究の経費(旅費、研究費)は、当該拠点の国際化、ネットワーク化など拠点機能の機能強化に必要とされるものであるか。 ・事業計画に照らして、申請経費(人件費、事業推進費等、設備備品費)間の配分は、妥当なものであるか。	<b>(2) 観点評価 S . A . B . C</b> (特筆すべき点がある場合のみ記載願います)	
<b>(3) 事業の実施体制等</b> (観点) ・事業の推進にふさわしい組織、実施体制等になっているか。 ・事業を確実に実施するため、学内外の協力体制の構築等が適切に行われているか。	<b>(3) 観点評価 S . A . B . C</b> (特筆すべき点がある場合のみ記載願います)	
<b>(4) 事業達成による波及効果</b> (観点) ・事業成果の具体的な活用方法や、事業成果による波及効果が十分に期待できるものとなっているか。 ・事業が教育研究活動の改善をもたらすものとなっているか。	<b>(4) 観点評価 S . A . B . C</b> (特筆すべき点がある場合のみ記載願います)	

<p>(5) これまでの拠点としての活動実績等</p>	<p>(5) 観点評価 S . A . B . C</p>
<p>(観点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの活動実績は、拠点として十分なものとなっているか。</li> </ul> <p>(※過去に機能強化支援を受けた拠点のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去に受けた機能強化支援の達成状況及び成果は十分なものとなっており、事業計画はそれを踏まえ適切なものとなっているか。</li> </ul>	<p>(特筆すべき点がある場合のみ記載願います)</p>

## (参考3) 関係法令

### 学校教育法施行規則（関連部分）

（平成二十年七月三十一日一部改正（平成二十年文部科学省令第二十二号）

（平成二十一年八月二十日一部改正（平成二十一年文部科学省令第三十号）

（平成三十年五月一日一部改正（平成三十年文部科学省令第十八号）

第百四十三条の三 大学には、学校教育法第九十六条の規定により大学に 附置される研究施設として、大学の教員その他の者で当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものを置くことができる。

2 前項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものは、共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

3 第一項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものであって国際的な研究活動の中核としての機能を備えたものは、国際共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

4 第二項の認定と前項の認定は、重ねて受けることができない。

## 共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程

(平成二十年七月三十一日 文部科学省告示第百三十三号)  
(一部改正 (平成二十一年八月二十日文部科学省告示第百五十五号))  
(一部改正 (平成二十八年一月十三日文部科学省告示第一号))  
(一部改正 (平成三十年五月一日文部科学省告示第七十号))

### (趣旨)

第一条 学校教育法施行規則第百四十三条の三第二項の規定に基づく共同利用・共同研究拠点及び同条第三項の規定に基づく国際共同利用・共同研究拠点の認定その他の共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。

### (定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 申請施設 共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けようとする研究施設をいう。
- 二 関連研究者 研究施設を置く大学の職員以外の者で、当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者をいう。
- 三 共同利用・共同研究 大学に置かれた研究施設を利用して行われる研究であって、募集により関連研究者が参加して行われるものをいう。
- 四 連携施設 申請施設と連携して共同利用・共同研究を行うことにより、共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の運営に必要な協力を行う研究施設（国内に置かれたものに限り、大学に置かれたものを除く。）

### (認定の基準)

第三条 共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。

- 一 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。
- 二 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められること。
- 三 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を備えていること。
- 四 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること。
  - イ 当該申請施設を置く大学の職員
  - ロ 関連研究者
  - ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者

- 五 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること。
  - 六 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること。
  - 七 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。
  - 八 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれること。
  - 九 多数の関連研究者から申請施設を共同利用・共同研究拠点として認定するよう要請があること。
- 2 国際共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。
- 一 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。
  - 二 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められること。
  - 三 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を備えており、これらが、国際的な水準に照らし、質の高いものと認められること。
  - 四 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること。
    - イ 当該申請施設を置く大学の職員
    - ロ 関連研究者
    - ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者
- 五 当該申請施設の目的たる研究の分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制を整備していること。
  - 六 共同利用・共同研究の課題等を広く国内外の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること。
  - 七 共同利用・共同研究に参加する国内外の関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること。
  - 八 国内外の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。
  - 九 共同利用・共同研究に国内外から多数の関連研究者が参加することが見込まれること。
  - 十 国内外の多数の関連研究者から申請施設を国際共同利用・共同研究拠点として認定するよう要請があること。



十一 将来の国際的な研究ネットワークの核となる若手研究者の育成に積極的に取り組んでいること。

3 連携施設がある場合は、第一項各号又は前項各号に係る当該連携施設の状況を併せて考慮するものとする。

(認定の申請)

第四条 申請施設を置く大学の学長は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

一 共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類

二 学則その他これに準ずるもので申請施設の設置を記載しているものの写し

三 申請施設の名称、目的、所在地その他の概要を説明する書類

四 申請施設の施設、設備及び資料等の状況を説明する書類

五 運営委員会等の規則の写し及び名簿

六 共同利用・共同研究の募集及び採択の方法を説明する書類

七 共同利用・共同研究に参加する関連研究者への支援の体制を説明する書類

八 関連研究者に対する情報提供の内容及び方法を説明する書類

九 関連研究者からの申請施設を共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点として認定すべき旨の要請を証する書類

十 その他前条に規定する基準に適合することを説明する書類

2 国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けようとする申請施設を置く大学の学長は、前項各号に規定するもののほか、前条第二項第五号及び第十一号に該当することを説明する書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

(認定の手続)

第五条 文部科学大臣は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る認定をどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の認定を行う場合において、その有効期間を定めるものとする。

(変更及び廃止等の届出)

第六条 共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けた研究施設を置く大学の学長（以下「学長」という。）は、次に掲げる場合（共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けた研究施設の連携施設に関する変更がある場合を含む。）には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

一 当該研究施設の名称、目的又は所在地を変更しようとするとき。

二 運営委員会等の規則を変更しようとするとき。

三 当該研究施設を廃止しようとするとき。

四 当該研究施設を共同利用・共同研究の用に供することをやめようとするとき。

(文部科学大臣への報告等)

第七条 学長は、毎年度、当該年度における共同利用・共同研究の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとする。

2 学長は、毎年度終了後三月以内に、当該年度における共同利用・共同研究の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとする。

(認定の取消し)

第八条 文部科学大臣は、共同利用・共同研究拠点の認定を受けた研究施設を国際共同利用・共同研究拠点として認定するときは共同利用・共同研究拠点の認定を、国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けた研究施設を共同利用・共同研究拠点として認定するときは国際共同利用・共同研究拠点の認定を、それぞれ取り消すものとする。

2 文部科学大臣は、共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点が第三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき又は第六条第三号若しくは第四号の届出を受けたときは、認定を取り消すことができる。

(認定等の公表)

第九条 文部科学大臣は、共同利用・共同研究拠点若しくは国際共同利用・共同研究拠点の認定をし、若しくはこれらを取り消し、又は第六条第三号の届出を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。